



Title	札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査(2) : II 戦後手稲における「政治」(2)
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, Koichi; 荒木, 俊夫 他
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 22(4), 194-245
Issue Date	1972-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27920
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(4)_P194-245.pdf



研究ノート

札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査 (2)

Ⅱ 戦後手稲における「政治」(2)

(共同研究 代表・小川晃二)
(執筆者) 荒木俊夫

目次

- 一 初代民選村長
- 二 三菱手稲鉱山の閉山と中学校独立問題
- 三 二六年村長選挙
- 四 町制施行をめぐる争い(以上二一巻四号)
- 五 町会議員選挙の諸様相(以下本号)
- 六 区画整理事業の挫折
- 七 札幌市との合併
- 八 自民党手稲支部結成と道議会・市議会選挙

五 町会議員選挙の諸様相

戦後手稲では、昭和二年選挙を第一回目として、昭和四二年札幌市と合併されるまで、五回の町(村)会議員選挙が行なわれた。第一表は四二年の合併直後の市会議員選挙を含め、各選挙の投票率を北海道全体の市議会選挙及び町村会議員選挙の二つと対比して示したものである。投票率は一般に郡部が高く、市部が低いと云われているが、北海道の市町村会議員選挙の場合にも、いずれの年をとっても郡部は市部よりも投票率が高くなっている。手稲の投票率は三四年選挙までは、郡部と市部の間にあったが、三八年選挙時には市部の投票率より僅かであるが下まわり、四二年選挙では市部平均より大巾に投票率が低下した。手稲だけを見れば、概して、年を追うごとにかなり急激に投票率が低下していったと云えよう。これは、手稲の都市化、すなわち、三〇年頃から札幌の近郊都市としての性格を強め、人口が増加し

第1表 手稲町(村)会議員選挙投票率

	26年	30年	34年	38年	42年
手稲	92.9	85.3	85.8	80.2	64.0
市部	86.4	78.1	82.1	80.5	76.3
郡部	93.9	90.6	91.3	92.2	92.9

22年選挙の投票率は全道平均81%であるが、他は不明。

ていった事情と対応していると云えよう。特に三四年選挙で八五・八%であった投票率が三八年選挙では八〇・二%と大きく低下したが、この期間は手稲の人口が急激に増加した時期であった。(三五年から四〇年までの五年間の人口増加率は八一・七%であり、それは全道の市町村の中で最も高い数値であった。)もともと、投票率の減少は人口増加に示される手稲の都市化に厳密に対応しているわけではない。二六年選挙には九二・九%であった投票率は、三〇年選挙時には八五・三%と大巾に低下しているが、この間の手稲の人口増はそれ程大きくはない。(二五年から三〇年までの人口増加率は一四・五%であり、北海道全体の増加率一一・二%をわずかに上回る程度であった。)これに対し三〇年から三五年までの間人口はかなり増加した(増加率二九・七%)にもかかわらず、三四年選挙の投票率は僅か〇・五%ではあるが前回より上廻っている。しかし、手稲の投票率について指摘した以上二つのことは、市部郡部とわず、北海道全体についてもみられるから、手稲における人口増に厳密に対応していない投票率の変化の部分は、少なくとも北海道全体についてあてはまる別の要因から説明されるであろう。

地区別の投票率を第二表に示した。各年次選挙ごとに投票区の

第2表 手稲町地区別投票率

	26年	30年	34年	38年	42年
福平西	99.0 ①	93.1 ①	100.0 ①	95.1 ①	87.5 ①
井和野	96.9 ②	90.4 ③	93.6 ②	90.5 ③	83.2 ②
東の	93.8 ⑤	89.7 ④	84.0 ⑧	83.6 ⑤	65.7 ⑦
宮富本	93.8 ⑤	89.7 ④	84.0 ⑧	76.0 ⑨	60.2 ⑩
前稲山	95.0 ③	84.8 ⑦	88.0 ④	79.9 ⑥	53.0 ⑪
星金全	92.2 ⑦	85.3 ⑤	82.7 ⑨	75.0 ⑩	70.1 ④
置山町	92.0 ⑧	82.1 ⑧	85.0 ⑦	79.2 ⑦	65.5 ⑨
口置山町	92.0 ⑧	82.1 ⑧	85.0 ⑦	79.2 ⑦	66.6 ⑥
田穂口置山町	93.4 ⑥	83.0 ⑥	85.2 ⑥	90.0 ④	65.6 ⑧
星金全	94.9 ④	90.6 ②	91.6 ③	94.6 ②	76.3 ③
星金全	94.9 ④	90.6 ②	91.6 ③	94.6 ②	76.3 ③
星金全	90.3 ⑨	77.3 ⑥	87.4 ⑤	74.6 ⑧	68.2 ⑤
星金全	92.9	85.3	85.8	80.2	64.0

・これは、投票所ごとの投票率を地区別に再構成したものである。
 ・}印は投票所が共通の地区である。
 ・○の中の数字は、その年の投票率の順位を示している。

四五年現在で第一次産業就業者の割合が他の地区に比べはるかに高く、二五年から四〇年までの人口増加率は少なくないしは減少している)は、各年次を通じて、いずれも投票率が高いグループに属している。これに対し、投票率の低いグループは各年次ことにかなり地区を異にしているが、おおむね第一次産業就業者の割合が低い地区が投票率が低いと云える。本町、前田、富丘がそれ

変動があるの
 で、投票率を
 地区別に比較
 することは厳
 密になし得な
 いが、大むね
 次のようなこ
 とが云えよ
 う。福井、平
 和、山口、星
 置の四つの農
 業地区(この
 四つの地区は

であり、上手稲の市街地である東地区は、三四年選挙までは西野地区と投票区が共通していたため独立した比較がなし得ないが、それでも三〇年以降は投票率が低いグループに属している。
 五回の町(村)会議員選挙におけるそれぞれの候補者数と定員数を第三表に示す。定員数に多少の変動があるが、定員数に比して候補者数が少なくない。三八年選挙には二六名に対し候補者数は僅かに二八名になった。

第3表 議員候補者数及び当選者数

	22年	26年	30年	34年	38年
全福平西	38(26)	30(22)	30(22)	32(26)	28(26)
町井和野	1(1)	1(1)	1(0)	1(1)	1(1)
東の	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
宮富本	2(2)	3(1)	3(3)	3(3)	3(3)
前稲山	2(2)	2(2)	1(1)	3(3)	4(3)
星金全	2(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)
置山町	1(1)	1(1)	3(3)	3(2)	1(1)
口置山町	11(9)	12(6)	8(4)	7(6)	6(6)
田穂口置山町	2(2)	1(1)	2(1)	2(1)	2(1)
星金全	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)
星金全	2(2)	2(2)	3(3)	3(2)	3(3)
星金全	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
星金全	12(3)	4(4)	4(3)	4(3)	2(2)
不明	—	—	1(0)	1(0)	—

・()外の数が候補者数、()内が当選者数。

第四表は当選議員の党派別、新旧別、職業別の数をそれぞれ示

したものである。

党派別にみると、いずれの年次も無所属が圧倒的に多く、無所属のほとんどは保守系無所属と考えられる。最初の二二年選挙だけは未だ手稲に社会党支部が結成されておらず、あきらかに労組を基盤にしていると思われる候補者や後に社会党議員となった者も無所属となっている。社会党議員の数は二六年選挙以来三名から四名とほぼ一定しているが、この数は必ずしも、手稲における革新系票の割合を示すとは考えられない。第一に、国会議員選挙や道会議員選挙における手稲町の革新系の票は、常に町会議員選挙の時の革新系の票よりもはるかに多いからであり、第二に、後述するように町会議員選挙には社会党候補を含めてかなり地区（部落）代表的要素あるいは

第4表 党派別、新旧別、職業別議員数

		22年	26年	30年	34年	38年
党派別	無所属	26	19	(18)	23	21
	社会党	0	3	(4)	3	4
新旧別	前	6	16	14	19	19
	新	20	6	8	7	7
職業別	農商	12	12	12	14	15
	工	5	4	4	4	5
	その他	9	6	6	8	6
議員数		26	22	22	26	26

・30年選挙の時に立候補した者は一人もいなかった。社会党議員の数は、選挙調査資料によると、二六年選挙から三四年選挙までの三回の選挙においては、共産党候補者が一名ないし二名が立候補していたが、いずれも当選者を出すまでにはいたらなかった。三八年選挙になって、公明党関係から一人（建築請負業）候補者が出、三四二票を獲得して第二位で当選した。

親戚等のパーソナルな関係が強く働いているからである。（社会党候補の町議選については、別稿で阿部が詳述する。）

二六年選挙から三四年選挙までの三回の選挙においては、共産党の候補者が一名ないし二名が立候補していたが、いずれも当選者を出すまでにはいたらなかった。三八年選挙になって、公明党関係から一人（建築請負業）候補者が出、三四二票を獲得して第二位で当選した。

次に議員の新旧別をみると、戦後最初の選挙は当然例外として、新人議員は比較的一定数だけは常に補充されているが、現（元）議員に比べその数はかなり少ないと云える。三〇年選挙を除き、新人議員は全体の四分の一を少し上まわっているにすぎない。各年次の選挙を通じて全道の他町村と比較する資料をもたないが、手稲町は新人議員の補充が少なかった、逆に云えば、議員が再選される割合が高かった町村ではないかと考えられる。二六年選挙において当選した全道の町村議員についてみれば、前議員が二、八〇七名に対し、新議員は二、六四七名であり、前者が多いもののその割合の差は手稲町よりはるかに小さい。また三〇年選挙——この時は手稲町では前述した通り、新人議員の割合が他の年次に比べ高い——において、札幌近郊の町の議会選挙の模様をある新

聞は次のように報じている。

…(石狩)管内のうち千歳町など六町の立候補者の顔ぶれをみると町議も任期四年ともなると家業などの関係で現議員のうち辞める者も多く、手稲、当別阿町で大部分の現議員が再出馬するほかは、千歳、恵庭、石狩各町では四割程度が辞める模様で、とくに豊平では半数が再出馬を断念する。このため各町とも新人の選出が盛んで、手稲町を除いては現役対新人はほぼ同数で一騎討をしようとしている。

新人議員の補充が比較的一定しており、しかもその数が少ないということに加えて、議員は古くから手稲に移んでいる人が圧倒的に多い。最後の町議選となった三八年選挙においてさえ議員に選ばれた人たち二六名のうち、戦後に手稲に移住してきた人は、僅か、三人だけである。このうち一人は上述した公明党議員であり、一人は東地区の家具製造業者(後述)、残る一人は金山地区の道庁官舎に住む人々から推せんされた退職者である。しかも残りの二三名のうち一九名は確実に手稲生まれの人たちであった。

以上の諸点を手稲町が三〇年代になって、札幌の近郊都市としての性格を強め、人口が急激に増加してきたという事情を背景において考えると興味深い。つまり、新しい移住者の増加は、少な

くとも三八年頃までは、町政に占めてきたネイティブのリトダリッップを大きく変化させることにはならなかったと云えるであろう。このことは議員の職業別構成にも端的に現われている。二二年選挙においては、農民の議員は一二名であり、全体の四割を占めていたが、当時の村の産業人口の横成比からすると、このことは決して農民の過剰代表を意味しなかった。しかし、二二年には全人口の五〇%を占めていた農民は、三〇年には四五%、三五年には三〇%に減り、四〇年には実に一三%までに激減するのである。にもかかわらず、各年次の選挙における農民議員の数は減少しないばかりか、定員が四名増加した三四年、三八年選挙の時に一名ないし二名それ以前よりも増加したのである。地元、の商工業者の議員の数も各年次を通じてほぼ一定している。地元商業者は三八年選挙に東地区から出た前述の一議員を除きすべて本町(軽川)と富丘の人たちであり、また三〇年選挙の一名と三八年選挙の東地区の一名を除き、すべて手稲育ちの人たちであった。

以上述べたように、町議の多くが「ネイティブ」であり、これが各年次を通じてほとんど変らなかつたということは、「部落代表」とんどが町内会あるいは農業組合から推せんされる「部落代表」としての性格を強くもっているということとも関係している。農

業組合はもとより町内会における（人）ネイティブの影響力は、少なくともこと町議会議員候補者の選考に関しては、増大する移住者によって衰退することがなかったと云える。

二二年から三八年までの五回の選挙における立候補者数及び当選者数をそれぞれの住所に基づいて地区ごとに分けてみると第三表に示したようになる。二二年選挙における金山地区、二二年、二六年選挙における本町（軽川地区）を例外として、地区ごとの候補者数、当選者数はともに各年次を通じて、それ程変動がなく、ほぼ一定していることが分る。急激な人口増が未だみられない時点での三〇年選挙をとって、地区ごとに一候補者の人口比をみると第五表のようになり、四つの地区（山口、福井、東、稲穂）を除き、他の八つの地区では人口比が三〇〇名から五〇〇名となっている。この例外のうち人口比が極端に小さかった山口地区についてみると、三名の候補者はいずれも農民であるが、うち一名は元

第5表 地区ごとの一議員候補者に対する人口比

	30年	38年
福平西	216	353
東の	381	311
	383	1,092
井和野	787	887
	479	997
沢丘町田穂口麓山	369	2,295
	384	805
宮富本前稲山星金	328	974
	957	530
全	128	107
	301	285
	416	672
	372	770

三菱鉱山（金山地区）の職員で、前二回の選挙では金山地区から社会党として立候補し当選していた候補である。三〇年選挙の時には実家のある山口地区に戻って農業をしていたが、彼によれば、山口地区と鉱山関係の票をそれぞれ半分位と見込んでいたという。福井地区は山口地区に次で人口比が小さかった。この地区からは、二二年選挙以来五回の選挙において同一人（農民）が立候補し、投票率は五回の選挙でいずれも町内で最も高かったが、地区の有権者の絶対数の不足にたえず悩まされていた。三〇年選挙では、この地区の候補は一二一票の得票で次点で落選したが、部落のものは「投票率が落ちたので、候補を落した」として、翌三四年選挙ではこの地区の投票率は実に一〇〇%に達した。稲穂地区は逆に人口比の高い地区である。この地区では、二五年から三〇年の間に人口が四・一%増加し、この期間では町内で最も人口増加率が高かったが、三〇年選挙では候補者は従来通り一名にとどまった。東地区も人口比が高い。この地区も二五年から三〇年の間に人口が増加していたが（増加率二七・三%）、他方候補者数は従来前回までの二名から一名に減った。教育委員に立候補するために、町議選をとりやめたこの地区から出ていた前議員によると、彼が出ないと決った時彼の属する町内会では、自分たちの票

を隣りの地区西野から出ることになる一候補者に与えようと相談し合ったという。西野地区は前回の選挙では三名の候補が出たが、そのうち一名しか当選しなかったのである。

三〇年選挙においては、候補者に対する人口比は地区ごとになり一定していたと云えるが、人口が急増した八年後の選挙では事情はかなり違ってくる。第五表に示したように三八年選挙における候補者に対する人口比は、地区によって大きく異っているのである。しかし、この多様性のうちにも一定の傾向が看取される。人口比が高い地区は、この間人口が急増した地区であると云える。すなわち人口比が高い上位五つの地区(富丘、西野、宮の沢、前田、東)は、いずれも三〇年から四〇年の一〇年間に人口が二倍以上増加した地区であった。(これらの地区の外には、人口が二倍以上増加した地区はない)。これに対し、人口比が低い下位四つの地区(山口、星置、福井、平和)は同じく三〇年から四〇年の間に、福井を除いて人口が逆に減少した地区であった。(人口が減少した地区は、これら三つの地区の他には金山地区一つである。)つまり、人口が増加した地区ではそれに応じた候補者数の増加がみられず、地区ごとの候補者数は、三〇年選挙の時とほとんど変わっていないのである。確かに東、宮の沢、稲穂の三地区で

は、三八年選挙まで候補者数が一名ないし、二名増えているが、人口増加がこれよりもはるかに急激であった。

次に、星置、稲穂、本町の三つの地区からそれぞれ出ている三人の町議をとり挙げ、それぞれの選挙の様相をやや詳細に見てみよう。これら三つの地は、一応、農村地区、人口の増加した新興住宅地、市街地とそれぞれ異った特徴をもつが、三人の町議をとり挙げるのは、それぞれがあるタイプを代表しているという意味ではない。面接したすべての町議からそれぞれが関係した選挙の事情について具体的に聴取し得たわけではなかったという理由ばかりでなく、なによりも選挙は個々の候補者にとってユニークであり、一般化することは困難だからである。

町の最西部にあり、札幌市からの距離が遠い星置地区は典型的な農村地区の一つであり、二五年に二九二名であった人口は一五年後の四〇年になっても二八六名とほとんど変わらず、また、この間の人口変動が最も少ない地区であった。戦後始めての二二年村会議員選挙には、戦時中この地区に疎開していた札幌の一人商が立候補し、村議となった。この地区の開拓は、明治一七年に広島県人三三三戸がこの地に移住してきた時に始まるが、彼の祖父はこの最初の開拓者の一人であった。彼の家はかなりの土地をもつ農

家であったが、彼自身は大正の末に農業をやめ、札幌に移住し、商業を始めたが、同時にこの地区に土地を持つ地主でもあった。戦時中疎開のため再びこの地区に戻り、戦後もなおしばらくそこに居住していた。二二年選挙の時、星置町内会の人々に推され、村議に立候補し、二〇二票を獲得し二六名中第三位で当選した。次の二六年選挙からは、彼に代ってI氏(当時四二才)が立候補し、以来三八年選挙まで四期連続町議となった。彼の父も広島県から明治三三年移住し、最初とはいえないがこの地区の開拓者の一人であり、彼の家はこの地区で最も有力な農家の一つであった。彼の父も昭和の初め頃から一五年まで村会議員をつとめ、彼自身も一五、六年頃は部落会長をやっていた。二六年選挙当時、星置地区には四〇戸前後の家しかなく、そのほとんどは農家であった。彼によれば「部落の票のほぼ九割が自分に入れてくれた。他の部落の候補者の場合には、これ程部落の票は集められないと思う。部落のものが全部が運動員となつてやってくれる」という。それにも拘らず、部落の票だけでは、二六年当時でさえ、当選に必要な票の七割ほどにしかならない。第六表に示したように、二六年選挙において彼は二三八票を獲得したが、二三名中一七位であり最下位当選者との差は僅か一九票に過ぎなかった。その後の選

第6表 町議の得票

	22年 得票(順位)	26年 得票(順位)	30年 得票(順位)	34年 得票(順位)	38年 得票(順位)
最下位当選者	85 (26)	129 (22)	127 (22)	156 (26)	212 (26)
前任者氏	162 (6)	138 (16)	154 (14)	172 (22)	265 (19)
星置町I前J他候補	202 (3)	179 (9)	147 (16)	156 (26) 174 (19)	279 (16) 287 (13)
本町M氏	116 (22)	292 (1)	156 (12)	192 (14)	298 (11)

う」という。「票読みは、この人が一〇票とて来たという場合には八票、あの人が一〇票とて来たという場合には二票というように、票をもってくる人との関係で読む。票読みは最初の二回(一

挙において彼の得票は次第に増加するが、依然として順位は下位の方であり、当選はかならずしも容易ではなかった。当選のためには部落外の票を獲得しなければならぬ。町全体の人口増に伴って次に、当選ラインの票が上つてくるが、星置地区の人口は、ほとんど増加しないから選挙ごとに「部落外」の票に依然する度合が強められた。部落外の票のほとんどは部落の人の縁故関係に頼って獲得される票である。彼によれば「部落外の票(二六年選挙で約四〇票)の半分が自分自身の縁故関係で、他の半分が運動員の縁故関係である

六年と三〇年)の選挙の時にはびったり当ったが、町の人口が増えるにつれて当らなくなった。特に三八年選挙時には、人口がかなり増えたのに候補者が少ない、その上票読みがむづかしく心配した。五割ぐらいは「よそ」から持ってきたのではないかな。」スピーカをつんで町に車で乗りこむというやり方は、農村地区の議員にとつても必要なことになるだろう。」こまめにスピーカーでかなりたてる奴が、浮動票をほっかりとるといふことが起つた。車にスピーカーをつんでまわるのは三〇年選挙の時にみんながやり出した。その後、みんなであんなのやめるべと云っていたが、三八年に一人の候補者がやり出したら、みんなもやることになつた。」

星置地区の東側、市側地に接し国道沿にある稲穂地区は最大と云えないにしても、人口がかなり増加した地区の一つである。しかし、この地区の人口の増加の仕方はかなり特異なものであつた。早くも二五年から三〇年の間に、四一%の増加率を示し、その増加率は各地区のうちで最高であつたが、次の五年間(三〇年～三五年)には逆に人口がかなり減少した(二二%)。この減少の要因は明らかでないが、次の五年間(三五年～四〇年)に再び人口が増加したのである。また三六・七年に東洋木材、トヨーゴ

ムの大きな工場が建設され、四五年現在では第二次産業就業者が五〇%を超える唯一の地区となつた。

この地区からは、二三年選挙から三〇年選挙までの三回の選挙において一人の農民が町議として出ていた。彼は、少なくとも戦後、村の農民活動における最も有力なリーダーの一人であつたように思われる。二三年に手稲農協が創立された時、彼の名は発起人代表として挙げられており、設立総会において選挙された一五名の理事の一人であつた。この時の「役員たるものの組合員資格調査」の資料によれば、彼の耕作面積は四町二反となつており、その大きさは役員一五名中三位であつた。彼はまた、二四年に行なわれた農地委員選挙の結果投票で当選した三号層(自作農層)六名の一人である。

三四年選挙の時、彼に加え、もう一人の候補者丁氏(当時四八才)がこの地区から出るこゝになつた。候補者が一名増えたことについて丁氏は「人口が増えたため」と説明しているが、前述したようにこの地区の人口は三五年には三〇年よりもかなり減少していた。また前議員の得票数は二二年選挙において獲得した二〇二票から、以後一七九票、一四七票と減少さへしていた。このような事情は丁氏の説明と必ずしも適合しないが、ともかく三四

年選挙においては、前町議は最下位であったが、二名の候補者とともに当選した。三八年選挙においては、J氏は引続き立候補したが、もう一人の町議は(当時五七才)「高令のため」という理由で、彼に代って同じ地区の農民が立ち、二人とも当選した。

稲穂地区は手稲のうちで入植が最も早かったところであるが、J氏の家はこの地区の最初の開拓者の一人であり、J氏は四代目であるという。代々農家であったが、この地区に新しい移住者が増え始めた三〇年代の後半頃から、農地を宅地に転用し、それを賃貸し、あるいは宅地に貸家を建て、「多角経営」を行ない、年がたちこれ、次第にこれらの事業からの収入が多くなっていった。

稲穂地区には三つの町内会があったが、J氏はそのうちの一つの町内会の会長としていた。この町内会は一一〇戸程からなっているが、彼によれば、「古くからの家はそのうち四分の一の二三・四戸で、同じく四分の一ぐらゐは、自分が土地を貸している家である」という。選挙の時には地区の三つの町内会の票を稲穂から出ているもう一人の候補者とで分け合う。つまり、それぞれの候補者の属している町内会の一つをそれぞれの地盤にし、残りの一つの町内会を二人で分けるのである。J氏の場合には、この外に、稲穂地区に接している本町の中にある一つの町内会の有力な役員

の応援を得て、そこからの票をもあてにすることが出来るという。彼によれば、町内会の役員は必ずしも古くからの人ばかりでなく、新しい人も多いが、「頭のいい人は、町内会にまざってこない」。選挙の時の責任者は一〇人位で、これも古い人ばかりでなく、半数は新しい人である。新しい人のほとんどは自分が土地を貸している人である。選挙では町内会が最大の地盤ではあったが、始めての選挙が三四年選挙であったためか、彼の場合には票よみはあまり当らなかった。三四年の時には二〇〇票を見込んだが、一六九票にとどまり、三八年の時には四〇〇票を見込んだが、二七四票しかとれなかった。見込よりかなり下回ったのは、彼によれば、地区の内で住宅が増えてきたが、新しい人の票がつかみにくいからであった。J氏は「選挙には金がかかる」という。それは選挙の時だけ活動するのではなく、普段から町内の人々に日常の実績を示しておかなければならないからである。「日常の実績」のうちには、どここの下水がつまつたからすぐに直してくれという町内の人の注文を役場にとり継ぐことばかりでなく、例えば町内会の会合に家を借すなどして「他人にほどこしをして、腹の大きいところを日頃から示しておかなければならない」ということをも含んでいる。彼も三八年選挙の時にはトラックにのり

地区の外にも乗り込んだが、彼によれば、それは「儀礼的なもので、何の票にもならない」のであった。

市街地本町(軽川)は他の地区の人口の大巾な増加のため、この地区の人口の全町に占める割合はしだいに低下してきたとは云え、人口はたえず増加し続け、四〇年には二五年当時の約二倍までになった。この地区は国道下の市街地と国道上の住宅地との二つに大きく分けられるが、国道上の住宅地を中心に人口が増加してきたのである。いずれの年次の選挙にもこの地区からの候補者、当選者は最も多いが、これらのうちには地元商店主が圧倒的に多く、農民はほとんどいない。

この地区から出ている「凡頭会」(既述)のメンバーであるK議員の選挙についてみてみよう。明治二〇年頃、彼の父は祖父と共に淡路島から手稲宮の沢に開拓に入った。彼の甥は今でも宮の沢で農業を経営しているが、K氏は一七・八才の頃軽川で最も古い商店の一つであるL商店に勤めかたわら青年団、消防団で活躍していた。一八年に北海道中央食糧株式会社に入社したが、その直後中文に出征することになり、二二年帰国した。彼は三〇年選挙に町議に立候補し、以降三八年選挙まで三期町議となった。三〇年選挙の立候補は、彼によれば二三年選挙以来二期町議をしていた同じ「凡

頭会」のメンバーであるM氏に代ったものであった。三〇年選挙の彼の得票は前回のM氏の得票よりかなり少なかったが、その後二回の選挙で増加しており、順位は全体のほぼ中位にあった。

「凡頭会」がK氏の有力な支援部隊であることには間違いないが、勿論それが全てではない。彼を応援してくれるのは、彼自身によると、「凡頭会」のメンバーの他に、本町の商店関係、自分の町内会関係、親戚関係の人たちであるというが、そのうち最も強力な支援は彼と親戚関係にあるL家から与えられるものであったと云える。「新昭会」(既述)のメンバーであるL家は手稲で最も古く、また有力な家柄であると同時に町内に多くの親戚をもっていた。K氏の前に「凡頭会」から出ていたM氏もまたL家の親戚であったが、二二年「凡頭会」の新会員となり、K氏の選挙参謀を自認している二代目L氏によれば、L氏の親戚だけで九〇票ぐらゐの票があるという。K氏と同じ町内会に属し、町議選ではK氏を応援しているというある不動産業者は、「K氏の票はL家の縁故プラス他からのまとめた票であり、これまでL家の身内から先代L氏—M氏—K氏とかならず一人は村(町)議に出てきた」と、L家の影響力の大きさを裏づけている。K氏を含めて主として町内の商店主一四・五人でつくっている「一七日会」のメンバー

も選挙の時には有力な支持を与えてくれる。三六・七年頃に出来たというこの会は、春には花見、秋には観風会をやり、月の十七日に集まる「親睦団体」であるというが、雑談の中にはK氏を囲んでパイパスや都市計画等の町政に關した話も出るといふ。選挙の運動員の数はK氏自身によると一二・三名、上述の不動産業者によると三〇名位と一致していない。衆議員候補寿原の運動員でもあるこの不動産業者は「衆議員選挙などと比べれば、町議選の票は浮動票が少ないので読みやすい。町議選の場合には一人の運動員が一〇票もとれるものではない。三〇五票が確定なところだ」と述べている。しかし、K氏の選挙参謀し氏は「票よみはずばり当る」といいながら、四二年の札幌市議選で彼の同業者である古参の有力議員の一人が余想外の落選のうきめをみた例を挙げ、票の浮動性を強調する。「前の選挙の時に入れてくれた人が、今回も入れるとは限らない。町議選の票はやるたびに新しくつくられた利害関係によって変つていく」。選挙が始まると運動員は二日に一度ぐらい、あるいは毎晩集まり、有権者の名前を一人一人書き出し、いろいろの運動員からの「情報」を総合し、確定だと思われる票を確定していく。しかし、彼によると「運動員の集まりの中でさえも、確定だと思われる票を全部たすわけではない。発表

すると別の方から票の切りくづしがあるからである。最終的な票は自分が一人でしめる。候補者自身も『かくし票』をもっていて、運動員の間で票の検討の時には、いつも『あぶない、あぶない』と云っている。「選挙をやると全く人間が悪くなる」といふのが、選挙参謀し氏の述懐であった。

六 区画整理事業の挫折⁽³⁾

昭和三年三月の町議会においてA町長は、町の都市計画について次のように述べている。

…都市計画も本年こそ計画を完成したいと念願しておりま
す。一応調査並に計画地区としては、東地区及び手稲市街地附
近に重点を置いて行きたいのでありますが、最近の傾向として
是等の地点が最も世間一般の関心をよんでいる模様であり、本
年度宅地造成も是等の地帯が主力になるであろうと推察される
からであります。現に東地区のワークス工場、木工場に続いて
は、北海製罐の試験農場の開設、軌道客土の実施と呼応して附
近の宅地造成は極めて活潑であり、また市街地周辺は自動車学
園や三葉酒造、北農等の進出に伴い大きく変貌が予想され、是
れを放置する時は、旧市街地の如く無秩序の町並となり、将来
の発展が阻害されるばかりでなく、悔を千歳に残すことをおそ
れるからであります。

札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査 (2)

翌三三年三月、町は山岳地帯を除く全面積(四、五八九ha)を都市計画区域として指定を受け、最初東地区(字東の全部と字宮の沢字西野の一部を含む一一七ha)の区画整理事業の計画にとりかかった。いうまでもなく、区画整理事業は、道路、公園等の整備を含め土地の区画整理を区域内のすべての土地所有者がそれぞれの土地を一定の割合で出し合うことによつて行なうものであるから、事業の実施計画は区域内の住民の強い利害関心の対象となる。

被見し得た町議会議事録による限りでは、町議会とは次のような質疑がなされている。

(三四年一月)

議員(東地区)、都市計画についてP・Rが不足である。現地でいろいろ摩擦があると聞いているが。

町長、度々P・Rしており、かえつて早く計画を立てると現地の各位から督促されている。しかし、一層P・Rしたい。立入測量で摩擦を起したのは一件だけである。

(三五年三月 予算審議に関連して)

議員、都市計画については地元の一議員の強い反対があつたにも拘らず、多額の予算がみられるが、実行可能かどうか。

予算委員長、将来悔を残さぬためにも是非現在実行すべきである。このことに対する理事者の熱意に感謝している。

(三五年五月)

町長、都市計画については地元で度々合会を持っているが、五月十八日に道とも打合せした最終案と思われる計画で話し合いをした。従来考えていた減歩率三割は高すぎるといふ声が強かつたので、国道に平行する道路を一本けずり、国道拡幅分は国費で売却してもらふことにして、減歩率を二割五分まで引き上げることにした。

議員、なお一部の反対があるというが、反対の理由は何か。

町長、反対の理由は、減歩の割合である。大地主についてはそうとうの負担になるので町費で負担すれと云うし、小地主については将来流し水等をどう処理するのか等の問題を考えると事業の必要性は理解できるが、やはり減歩割合が高いと云つてゐる。(事業が完成すれば)土地の利用価値が上るのである程度の減歩は認めるが、田畑の耕作を続けて行くものにとつては、今すぐ利用価値が上る訳ではないという事である。

このような町議会の質疑から知られるように、事業に対して批判的な動きはなかつたわけではないが、東地区の場合には、次のべる中央地区の場合とは異なつて、住民の大きな反対は起らなかつたという。区画整理審議会副会長である町議(西野地区)によれば「始めてなのでやり方がよくわからなかつたから、自分たちも一生懸命勉強したが、実施と決定するまで一年間ぐらいP・R

に努めた。三分の二ぐらいが賛成してくれたが、区画整理それ自体に反対するという人はほとんどいなかった。図面が縦覧された後、異議申立の請願が二〇〇ぐらいあったが、審議委員が説得した」という。三五年一〇月の町議会において事業実施が決定され、翌三六年一月北海道より事業認可がなされ（同六月事業一部変更の認可がある）それ以降、四二年までの七カ年計画で事業が行なわれることとなった。⁽⁵⁾

東地区に次いで町は、中央地区の区画整理事業にとりかかることになった。三八年三月の定例町議会における予算審議において、A町長は「中央地区約九〇万坪の区画整理事業の計画樹立費」について説明を行なっている。同年一〇月には稲穂、前田、手稲、富丘の各一部を含む三〇六ha（九二万坪）が整理事業としての区域決定がなされた。⁽⁶⁾ 四〇年一月末に町議会において事業計画案が提出され、二月二日中央手稲地区土地区画整理事業施行条例が可決され、二月末には計画案が住民に縦覧されたのである。この最初の計画案は、その後二回ないし三回変更されることになるが、それらがどのようなものであったかは、資料の入手が出来ないため、正確に知ることが出来なかった。

「手稲中央地区土地区画事業施行説明会」と題し、西洋紙一枚の

ガリ版ずりのピラに極く簡単に事業の内容を説明したものがあつたが、これによると、先に区域決定された三〇六ha（九二万坪）全部が施行面積となっており、減歩率は二割八分、事業年度は四〇年から四七年までの八年間となっている。しかし、この資料が四〇年二月末に住民に縦覧された計画案の骨子を示したものであるかどうかは確かめることが出来なかった。この事業実施のため町議会の中にもうけられた特別委員会の委員長であるI氏によれば、「確か最初の案はおよそ九〇万坪だったと思うが」と述べているが、この区画整理事業をあつかったある新聞の記事によると、この計画の「当初の対象面積」は一四一ha（約四二万坪）であったとしており、これは、ある町議の「最初の計画はおよそ四〇万坪であった」という証言と一致する。町が最初に住民に提示した計画案の内容については正確に知り得ないが、最初の案が二回ないし三回変更され、その過程において施行面積が当初の計画よりかなり大巾に縮小されたということは確実である。先の新聞記事によると「（四〇年）二月末から計画が縦覧されたが、期間中約三〇通の反対意見書が住民から提出され、さらに札幌市の都市計画の策定変更などによって手稲町の計画も変更が必要となり、六月から新規の計画によって部落への説明会を再度はじめたが、建設

省の指導方針も変わって、この(四一年)二月には計画が本決まりとなった」となっている。この記事によると計画の変更は四〇年六月と四一年二月との二回行なわれた、つまり、計画案が三回提示されたことになるが、この点については、この区画整理に対する反対運動のリーダーの一人の証言と一致する。彼によると「第一回目の図面では道路の線の引き方に情実が入り、案そのものが出たため、しかも道庁に出した図面と幹線道路の一部に違いがあることがわかり、住民から批判されとりさげることになった。第二回目の図面では道路の引き方は直ってきたが、見晴台(本町)の一部、光和(稲穂)、富丘地区の一部が整理事業の区域から除外され、施行面積が少なくなった。第三回の案は、二区を四つに分け、一区は駅前を中心とした市街地、二区は国道周辺、三区は国道上の見晴台と千代台で、これら三つを手稲地区とし、四区は西富丘地区となっていた」という。計画変更の理由については、新聞記事によると、住民の反対の他に「札幌市の都市計画の変更」と「建設省の指導方針」の変更を挙げているが、その意味を知ることが出来なかった。ただインタビュアーの限りでは、ほとんどの人は計画が変更になったのは住民の反対のためと述べている。例えば、I氏は「最初の計画は稲穂、富岡(西富岡以外の)の地区も

入って大規模なものであったが、この地区の田畑をもっている地主には、二割何分の減歩によって大きく土地が減らされることに對し、区画整理によって地が価上っても田畑の場合にはなにも得なことはない」と反対の意見が強かった。それでこのようなことを施行面積からはずして案をつくり直した」と説明している。

四一年二月に提出された最終案は、再び先の新聞記事によると次のようなものであった。施行面積は、手稲地区が五九ha、西富岡地区が四〇ha合計約一〇〇ha(三〇万坪)、減少率は平均二割六分、予算一億円で四二年度から四七年度までの六カ年計画。区画整理の対象となる住民は手稲地区で地主九二二名、借地人約三〇〇名、西富岡で地主五一四名、借地人約五〇名、合計約一五〇〇名である。

四一年の初め、この計画案が住民に縦覧され、町による説明会が行なわれたが、再び住民の反対運動が起ってきた。反対運動のリーダーによると次のような反対運動が行なわれたという。

二月には国道上の見晴台住民九二名反対署名して反対意見を議会に提出。

三月一日 区画整理問題の議会審議五〇数名が傍聴。

四月一日 西富丘地区住民が反対申し入れ書を議会に提出。

四月三日 公民館において二〇〇名以上住民が集まり「手稲中央地区、区画整理事業に意見を有するもの各地区合同の集会」を開催（それには委員会委員長I氏の他、他町議も出席し、住民の意見を聞く。）

四月五日 見晴台住民の反対申入れ書を議会に提出。

四月五日 四月三日「合同集会」で決議された反対陳情書を議会に提出。

手稲富丘地区の住民の反対申入れ書は次のようにのべている。

手稲町中央地区土地区画整理事業を昨年発表以来、数回にわたり示されたが、われ等西富丘地区の住民はその都度反対の意志を表明して来たにもかかわらず、また、今回関係住民の意志を無視した町政執行者の独善案を建設省の事前協議を完了したと上級官庁の名をかりてまで強行しようとする事は、実に民主政治の本質に反するもので、憲法に依て保証された個人の財産権を侵害するものであり、為政者自らが民主政治を破壊する行為である。

その上西富丘地区は町の住宅地区に指定されている。既に道路は完成している。開村八十周年記念事業として幅五間の道路網を造り、更に京王土地会社が町の指示により残存地域に道路を造り水道管、消火栓の設置も充実し冬季間ブルドーザーの活

動にも支障なく住宅地として整然とした道路で何等の不便、都合はない。

今回の事業案による二割五分の平均減歩は、吾々にとってまさに致命的なものであり更に金納に至っては生活の破滅を招くもので絶対に承服出来ない。

四月三日の「合同集会」において決議された反対陳情は、住民の中にあつた種々の反対理由を網羅していると思われる。その要旨は次のようなものであつた。

一、西富丘、見晴台ではだいたいの道路網が出来ているので必要がない。

二、小地主が多い地区では減歩や土地に代る金納にはたえられない。

三、小地主にとっては、事業実施によって地価が高くなつてもなにも利益にならない。むしろ固定資産の増加による重税となりかえて不利益である。

四、必要以上の幅の道路を住宅にもちこむことは、交通公害をもちこむおそれがある。

五、事業の財源は住民にあるのであって、その住民の大多数が反対しているのだから強行するのはよくない。

六、事業計画に一貫性がなく、理事者は信頼がおけない。説明会における内容の説明があいまい。

七、二〇年近も、区画整理を放置しておき、町長の任期がわずかあと一年になつてゐる現在、それに手をつけ無理に強行しようとするに納得出来ない。

八、以上の理由により、四〇年二月の町議会で決めた中央手稲地区区画整理事業条例の改廃を請求する。

これらの反対運動の高揚に直面し、町議会は区画整理事業の計画案を撤回し、その実施を断念せざるを得なくなつた。撤回は、先の計画案の変更に伴つて四一年二月二五日の町議会で提案されてゐた施行条例の一部改正案を議会において否決するという形になされることになつた。七月一六日に開かれた町議会は、区画整理事業特別委員会委員長より条例の一部改正を否決するという委員会の審査を受け、満場一致でその報告を承認した。委員長は報告の中で否決の理由を次のように説明している。

…この経緯の中で地域住民より賛成の意志表示並びに反対の意志表示が町長宛、議会宛並びに特別委員会宛に提出された。このことは町民が区画整理について大きな関心をもつてゐることであり、事業の性質上町民の協力がなくては実施に支障をきたすという観点から、関係機関に申請前に五〇〇余名の反対の意志表示がなされたことは実質的には事業遂行について將來、支障をきたすということ判断して否決と決定した。

事業の対象となる住民約一五〇〇名のうちのおよそ三分の一が反対の署名をしたことになる。反対運動では誰れが最も活動的であつたかの質問に対し、挙げられた名前は極く少なかったが、N氏についてだけは例外で多くの人が反対運動のリーダーであつたとその名を挙げてゐる。見晴台に住むN氏(当時四三才)は、八卦見という一風変わった仕事を職業としていた。生まれは小樽であつたが、日石製油所に勤務してゐた父が手稲に転動となつた時(昭和七年)に手稲に移住し、戦前は小樽市の機械販売関係の会社に勤務してゐた。一九年に海軍に入り、戦争が終つた二三年に手稲に戻つて来たのである。彼は札幌市との合併問題についても反対運動のリーダーとなり、A町長の町政のやり方に対する厳しい批判者と自他ともに認めてゐるが、彼によれば、そのきっかけとなつたのはこの区画整理問題であるという。「それ以前は町政について特に関心を持つてゐたといふことはなかつたが、区画整理が審議されてゐた議会をたまたま傍聴した時、議会の不合理なやり方に啞然とした。」

町議の中では反対運動のリーダーとなつたような人はいなかった。N氏によれば、四〇年二月に計画案が町議会で説明され、中央区区画整理事業条例が審議された時、これらに反対した町議は

一人もいなかったし、条例は満場一致で可決されたという。特別委員長I氏も「議会で住民の反対署名を代弁した人はいない。O氏もやることには賛成だが住民の了解を得てからやるべきであるという態度であった」と述べている。ここで名前が挙げられているO氏(当時四四才)は市街地で呉服商をしている社会党議員である。三四年選挙で町議に選ばれて以来、彼はA氏の町政に対する議会における最も強い批判者となり、多くの人から「頭いい、口といいA氏と渡り合えるのは彼ぐらいのものだ」と評されていた。すぐ後に起る合併反対運動においては、「N氏と組んで」そのリーダーとなるのであるが、彼もこの区画整理反対運動については指導的な役割をはたしてはいない。

事業を中止させる程の一般住民の大きな抵抗がありながら、町議のうちからこの運動を指導するような人が出なかったという事情については、さまざまな解釈が可能であろうが、その場合にも、すでに実施されている東地区の区画整理事業の影響を考慮に入れる必要があるであろう。東地区の区画整理は、勿論、事業実施の過程で換地指定、評価等について住民からの異議申立や不満が出て来たが、それらは審議会の中で具体的に処理されており、大きな障害なしに進行しており、目に見えて街路、公園等が着々と整

備されていたのである。このような事情は、中央地区の区画整理についてもやむなし、あるいは積極的に望ましいという態度を議会の中でつくり出すのに与ったであろう。

施行面積が縮少された最終案の施行区域には、国道上の見晴台、千代台及び西富丘等の住宅地と国道下の市街地とかなり性格の違う二つの区域が含まれているが、反対は前者の区域に強かったと云える。反対した住民は「分譲地を買って新しく手稲に移って来た人」、「五〇坪から一〇〇坪程度の小地主」に多かったという点では、被面接者のほとんどの証言が一致している¹³⁾。それでは市街地の住民はどうであったか。反対派のリーダーN氏は「市街地は個別的には反対だったろうが、まとまった形で反対しはしなかった。少なくとも積極的に賛成ではなかった」と反対に力点をおいた説明をしている。これに対し、市街地に住む某屋のL氏は「市街地の人は反対しなかった。自分としても賛成である」と述べており、同じような証言は他にも多い。市街地の人々には、賛成する人と反対する人どちらが多かったかを知ることが出来なかったが、ここで注意すべきは、「区画整理に反対」という場合の反対の意味である。前述した四月三日の「合同集会」において決議された反対理由のうち、一項目から四項目までは、区画整理それ自

体に対する反対、つまり区画整理を行なう必要がないという理由であると考えられる。五項目から七項目までは、今回の区画整理のやり方に対する反対理由であり、それは基本的には区画整理の必要を認めた場合にも成立するのである。区画整理に反対という場合に主として後者の理由によつた人たちもかなりおり、特に市街地の場合にはそうでなかつたかと考えられる。前述した町議会において、区画整理事業の計画を「否決」した特別委員会委員長はその理由を説明した後それに続けて「区画整理については、法と精神と当該地区の実情よりみてその必要性は多くの人が認めるところである。また町民の一部においては区画整理の早期の実施について強い要望も見受けられるので、町理事者においては適切な住民の理解と協力を求めて再度立案されたい」と報告している。三〇年町長選挙以来A氏の対立候補であり、市街地に住む呉服商は「こんなごみごみした状態でどうなるのだ。私は区画整理には賛成した。しかし、私のところの町内会は反対だった。A町長の強引さと自分本位のもの考え方のために失敗した」と述べている。国道下の市街地の近くに住む日石の会社員P氏はN氏の友人であり、合併についてはN氏とともに時期尚早の立場をとる。A氏の町政に批判的な一人であったが、彼は区画整理につい

ては「やらせなければならぬ。特に駅前は必要と思った。しかし、地元の有力者に有利なような計画が出された。実際には賛成も反対もしなかつたが、気持の上では賛成だった」と述べている。

区画整理のやり方、特にA町長のやり方に対する非難は、一般的にA町長に批判的な立場をとっている人たちだけに限らない。区画整理特別委員の一人であるある町議は「東地区は地主の数は少ないが、『下の方』は古い地主が沢山おり、利害関係がいろいろある」と東地区に比べ中央地区には客観的に困難な条件があつたとしながらも「失敗はA町長のやり方に大きな責任がある」と手厳しかった。「少してあれ、みんなの土地を上げてやる事業なのだから、上に立つものは卒先してつくさなければならぬ。A氏のやり方は全く逆だ。補償金を沢山とるため、計画がなされている最中に自分の商店を逆の方へ拡充するよゝなことをやった」。行政能力、町の発展を一段高いところから展望する見識についてA氏を評価する声が多いことは確かであるが、反面A氏が町政に私利私害をもちこんでいるという非難もしばしば聞かれた。「A氏は役場の石炭を自分のところの店から買わせる」「国道沿のいいところについてまにか自分の土地を買いこんでいる」「今度の区画

整理も自分の店に都合のいいように道路をつけようとした。区画整理のやり方に対する批判は、私利私害をそれに持ちこんだというだけではない。むしろA町長の支持者と思われる長老格の元町議は次のように述べている。「利害関係が厳しい問題であったのに、気長に説得しようとしなかった。町長は普段から俺のやることに間違いはないという態度をとるが、今度もそれが出た。低姿勢で行けば誰れも反対しなかったのに。四・五人の人に会って説得したが、あの町長ではやらせたくないという話でまいてしまった」。彼が説得しようとした「四・五人の人」は、新しく手稲に来た人でなく「地元の人たち」であったという。上手稲のある有力な町議も「『下の方』はA氏にやらせたくないという反対だ」とくしくも同じ言葉を使い一致した見方をしている。

もとより、凡頭会のあるメンバーが憤慨して云ったように「反対したのは町の発展を考えない人、自分の土地を少しでもとられるのがいやだと私利私欲だけで反対したのだ」という見方もないわけではない。たとえ、あることが「公益」のためと考えたにしても、その実現のために必要な自己の「犠牲」を厭うのが人の常だとすれば、人は「犠牲」を避け、しかも「公益の名分」に背馳しないために、無意識のうちに「公益」実現の障害を他に転嫁する

ものかもしれない。だとすれば、凡頭会のメンバーの先の言葉もあなたが町長支持派の一人よがりともいい切れないであろう。あるいはある町議が述べた「町長自身が普段から利己的なので、この問題をめぐってみんな利己的に考えた」という見方が事態を適切に云い表わしているのかもしれない。

いずれにせよ、東地区で成功した事業が、A町長のおひざもとの本町で住民の反対に合い挫折したということは、A町長のプレスティジを極端に低下させたように思われる。「これでA氏の政治生命は終わった」という言葉が町議を含む二・三の被面接者によって使われたのであった。さらに、A町長のプレスティジの低下が、まさに区画整理事業という都市化に適応するための条件づくりに失敗したことを契機にして起ったということは、都市化されつつある手稲町における土着エスタブリッシュメントの変質を示唆する象徴的な出来事であったように思われる。

七 札幌市との合併

昭和四十二年二月一日、札幌市と手稲町の両議会はそれぞれ手稲町を札幌市に編入する議案を多数で可決し、九〇余年の歴史をもち、人口三万二千人の手稲町は翌年三月一日から札幌市に合

併されることになった。

戦後、札幌市は昭和二五年に市の東部にあたる白石村を編入したのを始めとし、三〇年には市の北部にある篠路村、北東部にあ
る札幌村及び西部にあり手稲町と隣接する琴似町の三町村を同時
に編入し、さらに三六年には長い間の懸案であった豊平町との合
併を行ない、膨張を続けていた。他方小樽市はすでに一五年市の
東部にある朝里村を編入していたから、手稲町は札幌市と小樽市
に隣接し、両市の間にある唯一の地方自治体となっていた。

両議会の合併決議に基づき知事に提出された合併申請において
は、合併が必要とされた理由として、第一に道央新産都市の産業
開発、第二に手稲町の近郊都市化、第三に札幌冬季オリンピック
開催の三つが挙げられている。

札幌市は北海道における政治、経済、文化等の中心都市とし
て発達し、人口八〇万人に達した今日なお、発展途上にあるが
今後における重要な課題の一つに新産都市として合理的、能率
的な産業開発があげられる。

この点手稲町は、新産都市の指定に当たり工業地帯としての
役割を与えられ、現に工業団地を造成中であり、本市から手稲
町に各種企業の移転拡充が相つぎ既に本市と同一経済圏を構成
しています。

このような状況からみて、札幌市と手稲町との合併は、より
広域的、効率的な産業開発を可能とし、地域の発展をもたらす
とともに国の施策にも合致するものであります。

次に札幌市の著しい市勢の発展に伴い市周辺部は住宅地が年
々伸展していますが、この傾向は手稲町にも波及し、手稲町の人
口は急激に増加し、住宅地が増加しつつあります。この結果、
両市町の市街地は連担し、住民の日常生活は事実上札幌市民と
一体化しています。(中略)

また、一九七二年冬季オリンピックの開催地が札幌に決定し
たことに伴い、手稲町域における各種競技施設の整備を円滑に
進め、更にはオリンピック後におけるこれら施設の効率的運用
を図る上からも手稲町の合併が必要とされる次第であります。

合併が決った四一年当時には、ここに挙げられている三つの事
情は、合併を促す要因とみて間違いないと思われるが、しかし、
合併が最初問題になった時期は、かなり早く、遅くとも三六年に
は合併の話がもち上っていた。四二年の廃町式における式辞の中
で、A町長は合併の「話しが出てから可成り久しいのでございま
すが、やや具体的になりましたのは昭和三六年頃からで」と述べ
ており、また上述の「申請」の中にも「合併については昭和三六
年頃から一部関係者の間で話題となっていました」と記されて

いる。三六年という年は札幌市にとって懸案の豊平町の合併が行なわれた年であったが、手稲町との合併の話がどのような事情から出てきたものであるかを知ることは出来なかった。ただ云えることは、合併の話は、手稲町側からの働きかけというよりも札幌市の側からも出されたものであったということである。町誌によると三六年三月「市長自ら総務課長を伴って手稲に向きA町長に（合併を）申し入れたことがあった。この時、町長はこの申し入れに対し市側が手稲開発の具体的な青写真を示してくれるならば、考えようということであった」となっている。三六年三月手稲町議会において「合併について札幌市との話し合いはあるか」との一議員の質問に対し、A町長は「具体的には話しはない。勿論、公的な話しはない。遠からず合併時期は来ると思っているが、今はその時期ではない」と答えている。町誌の記載と議事録にみられるこの町長答弁とは、その内容が必ずしも合致していると言えないが、少なくとも三六年当時には、A町長の態度は、自ら札幌市に働きかけ合併を実現しようというものでなかったと推察されるのである。このことは、一年後の三七年二月の町議会におけるA町長の発言からも確認される。この町議会において、A町長は合併問題の経緯について説明を行ない、あわせて彼の基

本の方針を次のように述べている。

オリンピック招致委員会で札幌市は、合併を熱望しているが意見を聞かせてもらいたいと言っていたので、従来どおりそれから合併の条件を出して申し込みすべきだと言った。その際商工会議所等から議会に対し陳情をさせるか、話し合いの仲介の労をとらせることはどうかと言うことも話題になったが、そのようなことではなしに町内では行政が末端には疎漏になるのではないかという心配をしているところがあるから、これに対する市の態度を出すべきであると答えた。我々は札幌市の出方によって対処していきたい。

すなわち合併問題にのぞむA町長の基本的態度は、札幌市からの働きかけに対し、札幌市が「合併の条件」を出すべきであり、それを受けて手稲町は態度を決めるというものであった。働きかけを待つという姿勢は、その後より積極的な姿勢に変わっていくが、「合併の条件」いいかえると「合併後の手稲地域の青写真」を札幌市から提出されるという方針はその後も一貫して堅持され、これが四一年の合併実現にいたるまでの双方のやりとりの最大の焦点になるのである。

この町議会の一カ月後の町議会において、A町長は再び合併問題にふれ、次のような態度を表明している。

札幌市との合併問題でございますが、その後、札幌市との話し合いは、なんら具体的進展をみせておりません。しかし、オリンピック会場に使用されるという問題の外、やはり総合計画の一貫として札幌地帯の重要な地位と責任並びに立地条件の整備という大きな課題をかかえた本町としては、大所高所から、住民の福祉を考えますとき、話し合いが諒解つきました場合、合併もある程度促進されることと存じます。私といたしましては、過般町内各地区で住民と懇談会を持ちました時の発言からおして、できるだけ慎重に対処して参りたい存念でございますが、ともかく合併ということは、一つの革命ともいふべき大問題でありますから、一寸の間違ひのない合併でなければなりませんし、くいを千歳に残さない住民の大半が喜んで賛成してくれるような諸般の条件が整わなければならないと信ずるものであります。(三十七年三月一〇日)

さらに、同じ議会において、一議員からなれた「現在の札幌市では、火災報知機がついていない、道路は簡易舗装のためにかえって悪い。今迄に合併している町村は中央だけを整備しているというような事で不満を持っている。」として、合併を疑問視する発言に対し、次のように答えている。

今迄に合併した町村に不平があるということは百年たつても無くならないことと思うが、それだけで合併を云云すべきではないと思う。…この地域全体の開発のために本町はどのような役割をもっているかという点から考えなければならぬ。本町

の発展のためには札幌市になった方が財政力等からもやれるのであるから、札幌市の方が条件を出すべきであり、本町の計画以上のことをするというのでなければならぬ。

ここでは、先の基本方針が確認され、合併に際し出来る限り有利な条件を札幌市から引き出そうとする態度が見られると同時に、その反面、札幌地区の産業開発の促進という「大所高所」から合併をとらえるべきであるという考えが表明されており、後者の観点から合併そのものを是とするという方向が強く暗示されていると云える。

このようなA町長の態度に対し、原田札幌市長は「市としてはすでに合併を考えており、近く合併後の青写真をつくって交渉を始める段取だ」と積極的に答えていた。この原田市長談話の直後、五月一日冬季オリンピック招致準備委員会において一九六八年のオリンピックの日本候補地として札幌市を推すことが決定され、このことは合併促進への一層の刺激を与えたように思われる。当時の地元新聞は、

手稲町との合併はすでに市議会が「町側と交渉を始め軌道に乗せるように」との方針を打ち出し、原田市長も先ごろA町長と非公式に会談、基本的には市町とも合併には異論はないこと

が明らかになった。このため市ではいま合併後の手稲町の青写真を作成中で、六月中にはあらためて両市町の首脳会談が行なわれる見とおしだ。

と報じていた。三七年五月の時点で、すでにA町長が「基本的には合併に異論がない」という態度を示したということについては、この新聞の僅かな記事以外には他の証拠がなく確証することが出来ないが、少なくとも翌三八年の春には、A町長の合併に対する取組みが、これまでに以上に積極的になっていったという事は疑いない。新聞の報ずるところとは違って、三七年中はおろか三八年になっても合併の「青写真」は未だ提示されなかったが、三八年三月の町議会においてA町長は、オリンピックの誘致と新産都市の指定についての状況を報告した後、それらに関連させ合併問題について次のように述べている。

一日も早くこの地帯全体が優秀な工業地帯に完成するにはやはり札幌との合併を実現することが早道であることにはうたがいはございません。この意味においても先般も札幌市長と偶然に会談する機会がありましたので、手稲町民は原則的に賛成しており、札幌側の積極的な働きかけを強く要望していることを申して置きました。すなわち、将来の手稲町域の未来図を一日も早く提出することを求め……。札幌市長は議会側の要望もあ

って統一選挙後に本格的な話し合いの機会を持ちたいとの意向でございました。

「青写真」の提示を合併の話し合いの前提とするという態度には変りはないが、これまでのように札幌側がそれを提示するのを座して待つというのではなく、「働きかけを強く要望している」というように微妙に変化しているのである。三八年四月の地方統一選挙においては、原田市長、A町長ともに再選されたが、この選挙直後に合併問題は、そのビークに達したように思われる。地元の一新聞は「合併は五輪で必然的」の見出しをかけたが、札幌市長、手稲町長の談話を次のように報じている。

札幌市長談、新産法を骨子とする札幌工業地帯造成がすでに軌道にのっているいま二つの違った行政体がそれぞれひとつの問題をすずめるよりもひとつの力になった方がやりやすいことにきまっています。工場適地は港を持つことが条件でこのため手稲町が最もよい条件にあり、同町がまた率先して工業地帯造成策をとっているので合併の必要性はいうまでもないことだ。…合併のきっかけは新産法、オリンピックの実現だが、たがいが有利な条件というのが建前だ。ヨーロッパから帰朝後できるだけ早く青写真作成に着手したい。

手稲町長談、今回の道議選の当町の無効投票が六三〇票あっ

た。ほとんどが札幌選挙区の候補者の名を書いたものでこれからしても町民感情は「手稲町民」というカラを破っているといえる。昨年一・二月町民との公聴会を開いたときも、積極的な反対の声はなかった。……まず札幌側から「案」を示してもらい、細部は「時間をかけて」検討したい。たしかにオリンピック新産法はひとつのチャンスになる。とくに五輪は大回転、ボブスレー、また仮にオリンピック村をこちらに建設することになったとして、他人のまちにこうした事業を行なうことは、札幌の市民感情も許さないだろう。やるなら時期にこだわらず、早い方がいいに決っている。札幌市側の青写真が信頼できるものなら即刻ということもあり得る。

しかし、A町長が待ちこがれ、原田市長が言明した「青写真」は、この時点においても、なお提示されず、そのまま合併の動きは急速に冷却し、それ以後、三年程表面に現われることはなかった。その理由の最大のもは、おそらくオリンピックの札幌誘致に失敗し、合併への有力な刺戟がなくなったことであろう。後述するように四一年春に合併の機運が再び高まったのは、一九七二年の冬季オリンピックが札幌において開催されることに決まった時であった。しかし、合併の動きの冷却は、オリンピック誘致失敗に加え、次のようなもう一つの事情がそれに微妙に関係していたよ

うに思われる。すなわち、三六年以来の合併の動きにおいては、一見、札幌市側が手稲町側に働きかけてきたように見えるのであるが、その場合、札幌市側というのは、主として理事者レベルの態度であって、市議会レベルにおいては、合併に対する態度はむしろ消極的であったか、少なくとも、理事者ほどには積極的ではなかったのではないかという問題である。このことは、また、これまでの再三の市長の言明にもかかわらず、「合併後の青写真」が提示されなかったという事情をも説明するように思われる。以上のことは、次にのべる四〇年暮から四一年初頭にかけて市議会レベルにおいて合併問題が審議された時の資料から推定されるのである。

札幌市議会側の資料によると、四〇年二月八日に開かれた各会派代表懇談会において、手稲町との合併問題については「今定例会を目前に各会派で意向をまとめ代表懇談会を開いて協議すること」、「その間に理事者および正副議長が手稲町関係者と接触して手稲町側の意向と動向を把握する」ことが決められた。

続いて翌四一年一月六日の同懇談会において、まず、前年二月一五日にもたれた札幌市、手稲町の両首脳会談(札幌側―市長、助役、正副議長、手稲側―町長、正副議長)のもようとして、「手

稲町側は合併すべき宿命にあるということで賛成であり、合併については特に条件はないが、青写真を示してほしい旨の強い要求がなされた」ことが報告され、続いて、この問題に対する市長の見解がおよそ次のように説明されている。第一に市長としては、青写真を提出することについては、議会あるいは住民の間で問題になることなのでひかえたいという意向をもっていること、第二に広域都市という観点から合併は自然発生的現象であるとして賛成であるが、議会の意向を第一としているので、各会派の意見をまとめてほしい。第三にその結果をみて、遅くとも三・四月頃まで市長としての態度を表明したい。この懇談会においてさしあたって表明された各会派の意向は次の通りであった。公政同志会―具体的に話し合っていない。新陽クラブ―全体の空気は時期尚早である。社会党―もっと検討すべきであり、現時点において積極的にはすすめられない。合併は選挙後にしてはどうか。公明党―市民生活の向上のため円滑にいくなら賛成である。共産党―今月中に正式に態度が決まる。広域行政には反対である。

その後、二月二四日に開かれた同懇談会では、前回の懇談会以後にもたれた手稲町側との話し合いの様子が報告された後、各会派の意向が正式に表明された。公政同志会―非常に結構なことであ

り、大賛成というのではない。反対はしないという程度の所だ。

まだまだ双方の言い分もあるのだから調査特別委員会を作るのは、ひとつの段階としてよい。社会党―現在手稲町長、議長等の意向は聞いているが、議会内部あるいは住民の意向は一部聞いているが充分聞いていない。さらに豊平町合併後市は一億三千万の財政持出しをしているが、このような利害得失についても札幌市民の立場に立つてもっと考えるべきだ。その他煤煙等の公害問題、区制施行時の問題、適正な都市規模という問題等調査特別委員会設置以前の問題として、現在もっと調査検討すべきである。

新陽クラブ―将来一語になるという宿命を否定するものではないが、札幌市の行政水準を上げることが先決で、近い将来(二―三年)に合併することには反対だ。それゆえ、特別委員会の設置の段階でもない。総務委員会等で調査する。公明党―党は合併に賛成といわれているが、はっきり賛成といっているわけではない。将来、合併するということを別途に特別委員会を設けてよいのではないかとということであり、今すぐ合併に賛成というのではない。

公政同志会と大体同じ考えだ。共産党―合併には反対。現在の札幌市をさらに大きくし広域都市とすべきではない。川崎市の例を見てもわかるように町と住民が努力することによって独自に立派

な自治体として充分発展しうる。

つまり、四一年二月の段階では、共産党を別にして与党である公政同志会、新陽クラブを含め各党派とも合併そのものに反対という立場をとってはいないもののこれまでの経緯からすると意外と思われるほど合併には消極的であったのである。確かに各会派のこのような態度は、以前からのものでなく、三八年のオリンピック誘致に失敗して以降のものではないのかと考えられないことはない。しかし、それは以前の積極的な態度が変わったというよりもむしろ、「青写真を提示することは、議会あるいは住民の間で問題になることなのでひかえたい」という市長の意向、あるいは「豊平町合併後は一億三千万の財政持出しをしているが、このような利害得失についても札幌市民の立場に立つてもっと考えるべきだ」という社会党の見解に暗に示されているように、手稲町の要求する「合併後の青写真」に対する警戒ないし批判という態度がその底流にあったのではないかと思われる。四一年一月、札幌市議会議長が述べたという次のような談話はこのことを裏打ちしている。

手稲町では札幌市に対し、合併に際しての青写真を求めてきておりますが、これとても市長と町長がひさをまじえて話し合

いある程度納得し合えば、青写真を出さずとも、また議会にはかっても非常にやりやすいのではないかと考えています。

ところが、札幌市議会のこの消極的な態度は、二ヵ月後、五月頃には急変する。その要因のすべてとはいえないにしても、少なくとも次の事情—すなわち冬季オリンピック開催候補地に再度立候補していた札幌市が、四月二七日のオリンピック総会において一九七二年の開催地として決められたことが決定的な影響を与えたものと考えられる。この間の事情を新聞は「冬季五輪開催決定で合併ムード高まる」との見出しで次のように報じている。

札幌オリンピック競技中スキートの大回転、回転、それにボブスレー、トボガン等の競技場に予定されているのは手稲山だ。このため「オリンピックの各競技場がいくつもの市町村に分散してはつごうが悪い。この際手稲、札幌合併問題を一気に促進させるべきだ」との声が強くなった。……

手稲町長は「町議会ではもちろん、住民も大半が合併賛成の方向に傾いているので、札幌側が具体的に働きかけてくれば、来春の総選挙前に合併してもと考えている」と積極的な姿勢。これに対し札幌市の第一助役は「市議会の意向にしたがって措置する」といっているが、六日の市議会総務委には、オリンピック開催決定にともなう手稲山の開発、札幌、手稲間の道路、

人員輸送問題などの資料を提出する予定。市議会の議長（無所属）（総務委員長（新陽クラブ）は「まったく新しい角度から合併問題の検討をやりたい」といっている。公政同志会も「場合によっては特別委員をつくり、前向きな姿勢で検討したい」といっており、公明党も調査的なものをつくれと主張している。社会党は四日に議員会を開いて態度を決める。はっきり合併に反対しているのは共産党だけ。「これ以上市を広域化しては住民に密着した市政がとりにくくなる」というのが反対の理由。しかし市議会の勢力分野からみて合併促進論が大勢を占めそう。ただ、いままでは明春の地方選挙前に合併することはほとんど望み薄とされていたが、オリンピック決定にともない再び選挙前合併の⁽²⁸⁾声が強⁽²⁹⁾く出ており、これがこんごの一つの焦点になりそうだ。

このようなムードの中で、市町双方に早期合併実現への動きがにわかに活潑になり、以後、合併まで急ピッチで作業が進められることになる。

まず、五月六日、日本ボブスレー、トボガニング連盟の名で札幌市議会に対し、オリンピックの開催準備のためには行政所管の一元化が望ましいとして合併促進の陳情がなされ、次で六月、市議会（一四日）町議会（二五日）双方に対し、手稲町に事業所をもつ企業家達九〇余名によって合併促進の陳情と請願がなされ

た。手稲町議会に提出された請願は、

：町民の一部には札幌五輪のことのみで合併することは五輪の名にかくれて手稲を札幌に売ることになる。真に町を考へるならば、半年程度の短日で合併という大事を成すべきではないと論ずる町民もいるかに聞いております。私共もこの事には同感であります。然し合併とはお互に相手のあることであり、機運ということも考へるべきで、その決断に欠ける場合があったとしたらどうなるでしょうか。……

私共事業を営む者として手稲町を思う時、札幌市の住宅地帯も結構ですが、折角三九年來、新産都市の指定を受けた当町として産業の発展を期する事こそ手稲町の使命であると考え。隣地が札幌市、小樽市であり、ひとり郡部として工業の誘致に支障を来たしてはならない。既存の私共としても地名の影響の大なるを身にしみて感じております。

として、四三年春の地方選挙以前の合併を要望している。

六月二七日には合併問題について、両議会レベルの間でののはつの公式会合（両市町の総務委員会委員、市議会議長及び町議会正副議長の二二名）がもたれ、そこでこれまで町長が市長に対してなしてきたと同じ「合併後の青写真」の提示の強い要望が手稲側から出された。⁽³⁰⁾この両議会の会合の後をうけ、七月四日以降開か

れた市長、町長会談において八月上旬をめどにして早急に、手稲町側の意見をとり入れた「青写真」をつくることに意見の一致をみるようになった。⁽⁹⁾つまり、この時点において、三六年以来合併の前提としてA町長が一貫して主張してきた要請に対して市側が始めて正式な応諾を与えたのであった。七月一六日に手稲町議会に、遅れて九月二〇日札幌市議会にそれぞれ、合併調査特別委員会が設けられ、議会における合併問題の調査検討が進められることとなった。

八月二二日、手稲町が待ちに待った「青写真」が「手稲町開発の基本構想」として提出された。しかし、その内容は極く抽象的な「作文」であり、手稲町の期待していたものとはほど遠いものであったと云える。例えば九月の町議会で、A町長は「先日市より基本構想が示されたが未だ具体的な内容になっていない」と述べ、特別委員長も「調査資料がなく具体的な内容がなく、未だ青写真が提出されていない」と報告している。⁽¹⁰⁾

九月二九日、両市町長を含め両議員一二名から構成される合併協議会が設置され、以後合併の具体的な条件についての折衝は、この協議会を中心に進められることとなった。協議会は九月三〇日を第一回目として、十一月三日まで七回開かれたが、一月五日

第二回協議会において札幌市より「手稲町域における事業計画の概要」が示された。この日、手稲町は待望久しい「合併後の青写真」を手に入れることが出来たのである。この「事業計画の概要」(以下「概要」と呼ぶ)は先に提出されていた「手稲町開発の基本構想」にもとづいて札幌市が策定したものである。すでに札幌市は四〇年度から四五年度までの札幌市建設六カ年計画を樹立して実施していたが、この「概要」はそれに準じてつくられた四二年度から四五年度までの手稲地域の四カ年計画といふべきものであった。事業計画は年次計画として示されていないが、事業費は総額一五七億円、うち市費投入分が四五億として、事業別にはじめて計数的な内容が具体的に示されたのである。

すでに手稲町は三九年度から四五年度までの各年度ごとの七カ年の事業計画を「手稲町開発の方向」(以下「開発の方向」として策定し、その一部を実施していたが、合併後の青写真である「概要」とこの「開発の方向」とを簡単に比較してみよう。その前に、「開発の方向」の性格について若干ふれておく必要がある。町誌によるとこの「開発の方向」は「三八年から考究されていて翌三九年度に成案となったものであるが、町役場側の発案として非公式の計画とされていた」⁽¹¹⁾ものであるという。これより二年前の三六

年町は開発五カ年計画(三六年度、四〇年度)を立てて実施していたのであったが、三八年、この計画の実施途中に新たな開発計画を策定したのである。町誌によると、それは「刻々変化する社会情勢に対処してさきの開発五カ年計画も、この計画の推進の途中において修正あるいは改善の必要に迫られた」⁽⁴⁾ためと説明されている。確かに、人口増、産業構成の変化等に示される三〇年代後半からの手稲町の急激な社会、経済的変貌、特に三八年に道央新産都市の一つに指定されたことは、従来の計画の変更、あるいは、新たな開発計画の樹立を必要とさせたであろう。しかし、この計画が考案されていた三八年という年は、先にのべたように合併問題がそのピークに達し、A町長が「札幌市側の青写真が信頼できるようなものなら即刻ということもあり得る」と述べていた時でもあったということを考えれば、この「開発の方向」の策定については、別の観点からの解釈の余地もあるように思われる。すなわち、札幌市に対する再三に亘る要請にもかかわらず、依然として「合併後の青写真」が提示されないという事態に対処し、手稲町の側から手稲町独自でもこの程度のこととは出来る、あるいは札幌市が提示すべき「青写真」は最低これ位のものでなければならぬといふことを示唆し、「青写真」の提示のよび水とする、その

意味ではすぐれて△政治的▽な考慮のもとになされた布石ではなかったかという解釈である。確かにこのような解釈は「合併が即刻にでもあり得る」と表明されながら七カ年もの長期の事業計画が立てられ、それが「町役場の発案として非公式のもの」とされた「⁽⁵⁾」ままであったという事情から考えられたいささか大胆な推定であるとはいえるであろう。しかし、作成の意図については不確かであるにしても、この「開発の方向」が四一年に提示された「概要」に対してもった機能はまさにそのようなものであったと云ってよい。⁽⁶⁾「概要」の内容が説明され、論議される際には、しばしば「開発の方向」に示された事業計画が引照されるのである。このように「開発の方向」に△政治的▽な含みがあるのではないかと、いう疑問があるとすれば二つの事業計画を比較する際には「開発の方向」がどの程度現実性をもった計画として立案されたかを知るために三九年度から四一年度までの三カ年の間に計画がどの程度実施されてきたかを検討しておかなければならないのであるが、残念ながら現在それをするための資料をもっていない。したがって以下の比較は「概要」の内容を大づかみに知るための手がかり以上の意味をもたないといえる。四二年度から四五年度までの二つの事業計画を市あるいは町が事業主体となっている事業について

札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査 (2)

のみ比較すると第七表のようになる。「概要」は「開発の方向」よりも約一〇億円の事業費の増加となっているが、札幌市の説明によると、この増額分は「市の一般財源からは少しの持ち出しも予定せず、合併による地方交付税の算定補正、あるいは国庫補助、起債の上積等、無理なく予定し得るものだけを集積合計したもの」⁽³⁶⁾であった。つまり、合併することによって手稲地域のうける利益は、札幌市の「△不利益」によってなされるのではないということであるが、この点は合併問題についての市議会審議の中で強調さ

第七表 「事業計画の概要」と「開発の方向」の2つの事業計画の比較
(単位 百万円)

	事業計画の概要	開発の方向	増	減
ア	道路等輸送施設の整備	1,053	723	330
イ	用地造成及び住宅建設	1,991	1,884	107
ウ	水道及び下水道等の整備	565	327	238
エ	社会福祉施設整備	16	57	△ 41
オ	公園及び観光施設整備	377	147	230
カ	文教施設整備	434	194	240
キ	消防及びその他の施設	98	130	△ 32
	合計	4,534	3,462	1,072

・事業計画の概要の区分に従って再構成し合計したものである。
・市町村の事業計画の区分は、国及び道施行事業分は含まない。事業計画の概要の区分に従って再構成し合計したものである。

れたことであった。⁽³⁷⁾これに対して、約一〇億円の増額といっても、「開発の方向」ではなら事業計画として挙げられていないオリンピックの手稲山開発費一億八〇〇〇万円が「概要」には計上されており、一般公園整備費はむしろ減額していること、用地造成及び住宅建設費一九億九一〇〇万円のうち、工業用地造成が半分の一〇億円で、これを除いた住宅用地、住宅建設費等はむしろ「概要」の方が減額していること、さらに、社会福祉費が減額され、手稲町が独自に計画していた産業会館等の施設が除かれていること等が指摘され、⁽³⁸⁾これらは「オリンピックのための合併」「資本家、事業家にとって有利であるが、住民にとって益するところがない合併」という批判がなされる根拠となるのである。

合併協議会の中では、手稲町側からこの事業計画に対する追加要望事項一〇項目と事業計画以外の要望事項六〇項目が提出され、それをめぐって協議が続けられたが、その過程において手稲町住民による合併反対の運動が表面化してきた。合併に対する批判的な動きは、前述した六月二五日の事業所有志による合併促進請願に述べられているところからするとかなり早くからあったものと考えられるが、それが合併が大詰にきたこの時点で議会に対する反対請願という形で表面化するのである。合併反対運動は大

別して、端的に合併そのものに反対する立場と合併そのものよりも現在進行中の合併のやり方に対する批判に重点をおいた早期合併反対の立場との二つがあった。前者の反対運動は一月四日、札幌市議会に対し「合併を即時中止して、手稲町が独自の建設計画を進められるよう取りはかられたい」との請願を提出した。この請願に署名した手稲町住民は二五名であったが、手稲町議会にはこの請願は提出されなかった。市議会各会派のうちで唯一合併反対の立場をとった共産党の議員二名がこの請願の紹介議員となり、この請願において述べられている論点のほとんどは、共産党議員による議会討論の中で敷衍されている。

合併の真のねらいは、開発九六年の古い歴史と美しい山や野や村をもつ手稲町を大資本中心の札幌市に「編入」(吸収)し、「新産都市計画」の一環として、住民に対する政治的経済的支配を一層やりやすくしようとするところにあるのです。

合併によって利益を受けるのは、少数の資本家と大地主だけであり、一般の町民にとっては合併による利益は皆無であるばかりか、かえって持出の面が増えるばかりであります。

合併によって町民が犠牲となる主な点は、

1 町民の意志が地方自治の上に反映しにくくなり、官僚支配が一層強まります。

2 住民税が高くなる(均等割三百円が六百円に)反面、法人

税は引き上げられて、大社会は得をする。地価は上がり、固定資産税の値上げによって地代・家賃が上って一般町民は大変苦しむこととなります。

3 水道料は手稲町が四百円、札幌市は百五〇円ですが、原田市長は「手稲町域はそのままにする」といつております。

4 いま札幌市の全域を襲っている公害と住宅難の問題がそのまま手稲に持ちこまれ、手稲の住民はこのシワ寄せのために毎日毎日苦しまなければなりません。

5 合併後の社会保障、社会施設は今よりマイナスになる面が多い。たとえば、保健所の手数料がいまの無料から札幌市なみの有料となる。公営住宅建設には全く消極的な予算しか組もうとしない。道路舗装の費用は大部分が受益者負担となります。

6 区画整理が意のままに強行されるおそれがある。

もう一つの早期合併反対運動の方は、上手稲と下手稲の二つの地区で別々に進められたのが、二つの地区の運動がどの程度組織的な連絡をもって進められたかという事は明らかにすることは出来なかった。上手稲の反対運動は六八三名の署名を集め、一月一〇日札幌市議会に対し「合併については六カ月以上の期間をかけて十分検討をつくし、札幌市議会の議決は、この期間以後にしていたきたい」旨の陳情を行なった。他方、下手稲の反対運

動は一〇月末に「早期合併反対期成会」を結成し、約七千枚のビラを町内に配布、二七六〇名の署名を集め、下手稲の陳情と同じ一月一〇日、札幌市議会と手稲町議会双方に反対の陳情を行なった。早期合併反対の意見を説明する文書はいくつかあるが、そのうち、一月一四日、札幌市議会合併特別委員会において早期合併反対期成会の代表が行なった陳情書の主旨説明が最もよくその立場を表現している。これはまた、これまでふれてこなかった合併問題の経緯についても述べているので、長文であるが引用しておこう。

手稲町の理事者及び合併調査特別委員をふくむ町議会が札幌市に合併する場合の条件、資料「手稲町域における事業計画の概要」を札幌市より受けとったのは一〇月一〇日であり、手稲町の特別委員会が調査の完了と早期合併について請願の採択をしたのが一月七日であり、この間の調査期間が約一カ月程度よりなく、無理おしをして居りますので、いろいろとおかしな事がおきており、多くの町民が腹立たしく思っています事は、九七年の歴史ある町を閉じるという感傷だけの問題だけではありません。

一月七日、手稲町の特別委員会は、午前中に調査の完了と早期合併についての請願の採択を決定しておりながら、午後の議員協議会では三六項目にわたる一般議員の質問に対し回答が

できず、会議を打ち切り、翌八日特別委員会を開き対策をねるしまつでありまして、私達は自分たちの町の悪口をいうのが本意ではないが、醜態の一言につきます。これもあまりにも調査時期のみじかい事が原因ではなかったでしょうか。(中略)

一〇月二〇日より一〇月三十一日まで全町一四地区にわけて行なわれた説明集会で集まった住民は約六〇〇名で、手稲町有権者の三%にもみないものであります。(中略)

また、特別委員長は全戸に町報を配り、手稲町開発の青写真とその内容を知らせたといっているが、この町報がくぼられたのは一〇月一〇日すぎであり、簡条書の項目とこみ入った数字の羅列をいきなり見せつけられて、幾人の人達が理解できたでしょうか。なぜこの様に合併を急がねばならないのだろうか。すぐ目の前に次の地方選挙がひかえているではありませんか。

急ぐ理由としては、明春三月中に合併すれば、合併特例法による交付税面での優遇措置があると聞いております。町長は、この合併問題の出る少し前に、手稲町は地方自治体ではまれにみる健全財政の町であると発言しております。社会経済の発展につれて都市の姿や規模も変わって来て一定の枠の中に押しとどめることは出来ないのです、その意味では、札幌市と手稲町との合併も必然の方向かもしませんが、現在の手稲町には明春三月まで合併をしなければいけないという絶対的な理由は全くないのであります。

常識的に考えて見ても、合併の資料を入手して理事者も含め

て町議会で約一カ月、町住民にいたっては二週間から一週間程度の短期間よりなく、合併の内容もよくわからず、意見を述べる機会もなく、もしこのまま合併するとすれば、お互いの理解不足からくる混乱や市政に対する協力が消極的になるのではないかという事を恐れまして早期合併に反対するのであります。

これら三つの陳情・請願に署名した住民は二七五八名、つまり手稲町有権者のほぼ二割に達した。反対者の数が多いということ、合併条件がまだ充分住民の間で明らかになっていないという論点は、合併促進の立場にたつ人たちにとっての最大の急所をつくものであったように思われる。一月二四日の町議会において「日ごろ、町長はできるだけ町民こそって合併したいと話していたが、住民の約二割の反対署名が出ている。もっと煮つめる機会をもつたら町民に理解されるだろう」という反対議員の発言に対し、A町長も「基本構想、事業内容が遅れたことよって、町民と接しなかったことは遺憾と思う」と答えるをえなかった。A町長はこの点を認めながらも「反対署名の方も基本的に反対しているわけではない。合併には相手があるので機会をのがすのは不利である」として、この時点での合併実現の必要性を説いていた。しかし、A町長の早期合併方針に対しては、A町長個人の入政

治生命と関連させてかなり粹らつた見方がある。「町内でA氏に対する批判が芽ばえ、内幕が知られてきた。特に区画整理事業の失敗でA氏の六選は考えられなくなった。彼は他にバトンを渡すのを嫌う男だ。」合併反対論者ばかりでなく、合併賛成の人たちの一部にもある。「区画整理の失敗が合併を早めた」「町長が一期か二期目だったらまだ合併してはいなかっただろう。」

合併反対運動の中心人物の一人は、区画整理事業においてこれも反対の急先鋒だったN氏であった。彼は一〇月の初め、合併問題のそれまでの経緯を説明し、「理事者の身勝手な暴走を絶対に許さない」ために住民の議会傍聴を訴える個人署名のガリバン刷りのピラをつくり、一般住民に配布した。また、前述した早期合併反対期成会を代表して札幌市議会で反対の主旨説明を行なったのも彼であった。上手稲地区の請願の代表者の氏名は請願書に明記されているが、その者とインタヴューの機会を持つことが出来なかった。ただ上手稲の地区においては下手稲におけるN氏のように特に目立った運動のリーダーはいなかったようである。上手稲の地区では、誰れが反対運動で活動的であったかの質問に対し、被面接者のほとんどは、東地区から出ているQ議員を除き特定の氏名を挙げなかった。

院外の反対運動に呼応して議会の中で合併反対の立場をとった議員は四名おり、彼らはいずれも早期合併反対期成会が町議会へ提出した請願の紹介議員となっている。四名のうち二名は社会党議員である。手稲社会党支部長〇氏は議会における合併反対の最も強力な主張者であり、議員協議会で三六項目に亘る質問を特別委員会に提出し、合併条件のあいまいさを攻撃した。もう一人の社会党議員は、三八年選挙で始めて議員となった国鉄職員で、多くの人たちから「〇氏の云う通りに動くだけ」とあまり重要視されていない。この他に議会には二人の社会党議員がいたが、二人ともに「条件さえよければ合併してもいい」という態度をとった。

そのうちの一人は二二年以来の(途中落選によって三〇年から三四年まで町議でなかったが)古手議員であり、社会党内では「〇氏のライバル」であるといわれていた。彼は一二名の合併特別委員の一人となったが、反対派によると「彼を特別委に選んだのは、町長派の社会党分断作戦だ」という。二、三の手稲の社会党員によると手稲支部は早期合併反対の方針を出したということであるが、手稲の社会党が組織として、正式に合併反対を決めたかどうかは、必ずしもはっきりしない。しかし、合併反対の運動を積極的に行なったものの中には、社会党員、もしくはそれに近い人

が多かったということは云えそうである。富丘に住む元国鉄職員(当時六四才)、東地区に住む同じ元国鉄職員(当時六〇才、彼は三八年選挙で社会党から立候補したが落選した)の二人は〇氏と共に合併反対に活潑に動いたという。(合併に対する社会党の動きについては、くわしくは別稿で述べる)

東地区の家具製造業者Q氏も合併反対した議員の一人であった。彼は戦後札幌の木工場で工員として働いていたが、二八年に手稲に移り、最初古着屋をやっていたが、三三年から現在住んでいる土地に十坪ばかりの家を立て、家具製造の小さな工場を始め「背のびをしない」という方針で成功し、一〇教人の使用人を使う工場と商店の主人となっていた。三八年には手稲町連合P・T・A会長に選ばれたが、彼によれば、それは、子供の頃家がまづしく、ろくに学校に行けなかったという自分の生活体験から教育問題については特に熱心に行ったからであろうという。また四〇年五月に、上手稲地区の商工業者(一六〇戸)が手稲一円の商工会から独立して、東手稲商工振興会を新しくつくった時、その初代会長に選ばれた。△新参者▽であり、△成功者▽である彼は、三八年選挙の時、町議に推され、当選したが、そのいきさつと議会の印象を次のように話している。三八年にこれまで東地区から出て

いた一議員が今度はないと云いだした。彼は議会でA町長のやり方を批判していたが、議会のあり方にいや気がさしていたようだ。ともかく、この地区からだれか代りに出さなければ損んだという事になったが、受け手が無い。自分も推せんされたが、能力もないし、商売をやっているから時間余裕もない。断わろうと思つたが、青少年に對しきれいな選挙をやることを示す意味あると思ひ、推せんされるままに立候補した。議会に入つて啞然とした。町長追従議會そのもの。住民の意思をのみこんで、議会に反映するのが議員というものだろうが、間違つていても議会の場所では云わない。長いものにはまかれる主義以外のなものでもない。彼がO氏とともに議会におけるA氏の町長批判と合併反対の急先鋒であつたことは自他ともに認めるところであつた。しかし、彼らの合併反対の立場に對しては、A氏の場合と同様な「政治生命」に關連した批評がなされている。「合併に反對したのは、若くて将来性のある人たち」、「市會議員ともなれば、せいぜい手稲からは、二・三人しか出れなくなるから……」。実際にN氏を含めて、O・Q両氏には、いずれも翌四月に行なわれた市議會選挙において実現しなかつたものの立候補の動きがあつた。

合併に反對した四人目の議員は山口地区から出ているR氏(当

時六九才)である。彼は、昭和十年頃、それまで札幌で開業していた齒科医をやめ、手稲町に一六五町歩の大きな土地を買い、そこに移り住んだ。三四年選挙の時、この地区から出ていた前議員に代つて、彼によれば「町長等の理事者を監督するつもりで」町議に出た。「最初の頃は町長を応援していたが、後になって批判するようになった」。三八年から総務文教委員長をやり議員会長であつた彼は「議会では私がいいと云えばだいたいそのようになる」と自信家であつた。「広域行政でなく、適正規模の行政であるべきだ」、つまり「町民が町長いるかどあがりこんで話しが出来るようなところでなければならぬ」というのが、彼が合併に反對した主要な理由である。彼は合併特別委員会の一員であつたが、委員会の最終採決では合併に反對し、本會議の採決には賛成している。合併問題について態度がふらふらしていたと多くの人は云われているが、本人は「心境の変化だ」「負けるのが分つていだからだ」と裕然としている。「いい人だけれど反對運動が起きているから動く。反對運動は騒ぐから数が多いと錯覚してそちらにく」という評をした議員がいた。R氏もまた合併後の市會議員選挙で立候補したのである。

合併反對署名に加つた一般住民については、区画整理事業反對

の場合とは違って、その特徴について指摘出来ることはほとんどない。N氏によれば、「反対したのは中流以上の給料とりに多い。労働者は冷淡だった」というが、他のインタビューでこの点を確認することは出来なかった。金山地区から出ている元議員によれば「金山地区にある道庁官舎の人たちはどちらでもいいという人が多かった。近々札幌市の真駒内にある別の道庁官舎に移ることになっている人たちが多くいたが、その人たちは特にそうであった。それでも一応道庁関係の人たちでつくっている親睦会では、合併に反対ということになったが、反対署名運動には加わらなかった。合併が議会で問題になった時、この地区から出ている議員を通して、皆なの考えをうち出すことにした」という。しかし、当の議員は議会の中で合併には反対しなかったばかりか、自分は合併に賛成であったと述べている。

農民については、東地区に住むある花卉園芸農家は次のような説明を行なっている。「手稲町の農業の中心はずでに蔬菜、果実に移っているが、生産された蔬菜、果実は札幌市の青果物協同組合に出荷され、農家の多くは、経営的に札幌市の青果物組合と密接に結びついていてきた。このようなことから農家の多くはむしろ札幌市との合併を望んでいたと云える。特に上手稲の方の農家はそう

だったと思う」。

札幌市により近い上手稲地区では、下手稲地区よりも反対署名の数がはるかに少なかった。確かに反対運動のリーダーたち個々の活動力の違いもあったであろうから、署名数の差をすべて札幌市との距離の問題とすることは出来ないかもしれない。とはいえ、矢張り、合併は地域によって受けとめ方に相違が大きかったことは確かであろう。札幌市から最も遠い星置地区について、その地区から出ているI町議は次のように述べている。「A氏の五選に対する飽きも手伝っていたでしょうが、新しい市政がひかれるという期待はあった。しかし、星置、山口は辺地だからなにをしてもとり残されるだろうという不安もまた強かった。この不安に加え、合併の条件が事実辺地では薄いという『正論』もあって、俺も反対だという人はかなりいた。まあ大勢としては合併すべしという意見が強く、このような人も腹ではやむをえないと思っていた。反対署名はこの辺には入ってこなかったし、せがひでも反対というのは少なかった」。

八 自民党手稲支部結成と

道議会・市議会選挙

北海道において各市町村レベルに自民党の支部が組織化される

ようになったのは、昭和三十三年八月に自民党の衆議院議員町村金五の知事選挙出馬が決定された以降のことであった。もとより、三〇年秋の保守合同の後、同年一二月、自民党北海道支部連合会（道連）が結成された時点にも、いくつかの市町村では道連の事務局によれば「支部らしきもの」があったが、「党費もなにもない、全く名目的な支部に過ぎなかった」。三四年の知事選挙では、二二年の戦後最初の知事選挙において勝利して以降保守陣営の二回の挑戦の挑戦をはねのけ三期連続革新知事の座を確保した田中敏文が立候補をとりやめ、選挙は共に北海道一区の衆議院議員であった自民党町村金五、社会党横路節雄の二人の一騎打になった。したがって、この選挙は北海道の自民党にとって、保守合同がなされた以降の初めての知事選挙であるという一般的な意味においてばかりでなく、戦後一二年に亘って維持された「革新道政」の壁を打ちやぶる好機として重要な選挙戦となった。三三年町村金五の知事立候補が決まった後、翌年の知事選挙を目指し、道内の市町村のほとんど全部に町村後援会が結成されるようになった。北海道一区の中にある各市町村の多くには、すでに衆議院議員としての町村後援会がつくられていたが、そのようなところでは知事候補としての町村後援会が、すべての自民党国会議員、道会議

員の協力のもとに拡大強化されることとなった。この町村後援会の組織と平行して各市町村に自民党支部が結成されることとなったのである。全国的にも翌三四年の知事選挙をめざし、各市町村レベルで支部の組織化が行なわれ、三三年半ばになって当時の市町村総数の約六〇％にあたる支部が結成されたから、北海道の場合には全国より僅かに遅れたとはいえ、ほぼ時期を同じくしていたといえる。道連事務局によると同士打ちがないという意味で各々の国会議員や地方議会議員の協力が最も可能な知事選挙機会に組織化が進められたのだという。知事選を目前にひかえ三四年四月一日現在で、支部数は札幌市二八、札幌市を除く一区が一七、二区が三〇、三区二六、四区が四〇、五区が五七、計一九八であり、未組織の市町村は二四であった。しかし、新しく結成された支部といってもそれぞれが以前の「支部らしきもの」とどれ程違っていたかとなるとかなり疑問がある。道連事務局によれば、町村知事後援会が同時に自民党支部であるというような市町村がかなり多かったという。党費は決められていたが、それを取めなくとも党员であるというのが普通であって、その状態を改善しようとする党中央の通達に基づいて、道連が党費納入を党员の資格要件と決めたのは四二年七月である。また、支部結成の要件として党

員が五〇名以上いなければならぬと決められたのは、四五年三月六日からであり、「それ以前は、内規のようなもので道連が指導していたにすぎない」。このような支部であっても、町村後援会が組織されたすべての市町村にそれがあつたわけではないし、あるいは結成の際にも「或る程度の抵抗があつた」ところがあるという。事務局によれば、それは「思想的には保守だけれども、はっきり黨員になることへの抵抗である」という。しかし三四年以降も未組織の市町村に、年に三つ四つと支部が結成され、四五年現在では支部がないのは一〇カ町村ぐらいになつた。

手稲町は自民党支部の結成が最も遅れた町村の一つであつた。三四年には町村後援会はつくられていたことは確かであるが、それ以前にも国会議員としての町村後援会があつたかどうかは人々の記憶にあまり確かじやない。石狩管内で三四年四月現在で支部結成がされていなかった町村は、広島、新篠津、厚田、石狩、手稲の五つで、石狩管内は比較的組織化が遅れていた地域と云えよう。しかし、これらの町村でも三八年までには手稲町を除きすべて、支部が結成されるにいたつた。手稲支部が結成されたのは、道連事務局の調べによると四一年五月であつた。結成大会に出席した道連の一事務局員によると、「結成大会は手稲公民館で開か

れ、二〇〇名ぐらいのかなり多くの人々が集まり、盛況であつた」というが、手稲支部の結成に関与し、役員となつた地元の人々の間では、わずかに二・三年後のことであつても支部結成の日時についての記憶は一致していない。彼らのうちで、四一年五月という人は誰れもなく、四一年秋に出来たとする人と四二年の春に出来たとする人がいる。このことは自民党の支部結成ということが、それに関与した人にとってさえそれ程印象的な出来事ではなかつたということの意味するかもしれないが、それに加わえて、次の二つの事情が影響しているように思われる。一つには、支部結成といつてもそれは以前からあつた町村後援会のきりかえにすぎなかつたということ、二つには支部結成の意味は四二年四月の道議会議選挙を準備することにあつたということである。

第一の点について云えば、インタビュにに応じてくれたかなりの方は、自民党支部について質問されている時、それと町村後援会とをほとんど区別せず話をしていた。支部長代理でさえ「町村後援会の席上で、誰れかが自民党支部をつくろうと提案してたらそれがいいということになって、自民党支部になつたのではなかつたかな」とすこぶる曖昧である。黨員は町村後援会のメンバーと同じであり、「きり変えた時点で特別黨員が増えたわけではな

かった」。

支部結成時の役員名、党員数等の記録はあったというが、現在では道連でも支部でもそれを直ちに探し出すことが出来ないという。また役員の名をすべてを関係者と思われる人のインタビューからも聞き出すことが出来なかった。このことは政党にコミットしている人を「外部の者」に明かすことを避けるということもあるが、同時に関係者にとっても誰れが役員かはそれほどはつきりしていないという事情をも反映しているように思われる。

支部長は結成時には町議会議長であったC氏がなったが彼が、市議選に立候補することになった時(後述)支部長をやめ、代りに下稲農協の組合長をやった経歴のある元町議が支部長代理(当時七一才)となった。幹事長には町議のI氏がなり、彼の商店の奥にある小さな事務室がそのまま支部の事務所になった。役員はこの外に副支部長一〇名、選挙対策部長、組織部長、婦人部長、青年部長等があるが、副支部長はほぼ各部落から一名づつ選ばれている。無所属の町議のほとんどが、これらの役職のいずれかについているが、役員すべてが自分の役職をはっきり知っているとは限らないようである。どんな役員をやっているかの質問に対し、ある町議は「自民党のためにせひともというような熱心な人はほ

んどいない。役員として、自分の名前はのっているかもしれないが……」と漠然としている。自民党の党員は、何をもって党員とするかの基準が実際には、はっきりしていないので、その数を把握するのはむづかしい、ないしは無意味であるといわれているが、⁽⁴⁾手稲支部の「党員数」は、幹事長と選挙対策部長によると三二〇〜三〇名位、組織部長によると二五〇〜三〇〇名位である。

それでも結成後まもない手稲支部であるから「党員」数は比較的はつきりしていると云えようか。一般的に云って「党員」の基準は「党費」の納入していることであり、各支部から党員名簿とその数に応じた党費(四一・四二年当時で年額二〇〇円)が道連に納入されることになっている。この意味では党員名と党員数は形式的には明確であるが、自民党の党組織について研究した著書⁽¹⁾によると、実際には党費を納める党員は極く少なく、国会議員等が支部に対し党員獲得の実績を示すため自分の後援会名簿のうちから一定数の「党員」を選び、その党員数だけの党員を自分で支払うことが行なわれるとされている。手稲支部の場合にはどうであらうか。幹事長I氏によると、手稲支部の場合には、「党費」はあくまで「党員」各々から徴集するのであって、誰れかが一括して支払うことはない。むしろ、道連には「党費」を納めた員数分

をすべて報告し、上納しているわけではないという。その意味で少くとも手稲支部の場合には、実際の△党員▽数よりも道連へ報告されている△党員▽数は少ないということになる。どの程度の員数分を上納するかは年によって違うが、半分位の年もあったという。上納されない△党費▽は支部の△活動費▽の一部として使われる。手稲支部の場合には、役付は一般党費の他に特別党費として一〇〇〇円(四一・四二年当時)を納め、たて前としてはそれが支部の活動費に当てられることになっている。このように△党費▽は△党員▽から集められているが、△党費▽を払っている人がそれを△党費▽として払っているかどうかはまた別問題である。幹事長I氏によれば「党費といってもなにかの会合の際に集まった人たちから会合費としていくらか集め、その一部をこちらで党費として処理するのである。だから党費の全部を道連に納めないといつても、出している人も会合費と考えているのではない」という。△党員▽は農業関係、商業関係の人に多く若い人は少ないという点では被面接者のすべての証言は一致している。また日常活動としては、婦人部が比較的活潑で講演会や遊山旅行をやるが、それ以外にはなにもなされていないということでもほとんどの人は一致している。幹事長I氏は、その活動について次の

ように説明している。「支部会総は年に一回は開くことになっているが、それも自民党の総会としてだけ開いても集る人はいないだろうから、総会后、知事の後援会等を行うことにして選挙関係の会合とだけ合わせてやる。役員でさえ、選挙の時集まるだけで、普段はあまり集まらない。この役員の集まりも、役員全部が集まるというのではなく、役員以外にもよくやってくる人には会合の通知を出してもらおう。だから、会合は自民党の役員会というものでもない」。

さて、先に支部結成に影響を与えた第二の事情として指摘したことであるが、自民党手稲支部の結成は四二年四月の道会議員選挙を目指したものであるということについては、ほとんどの人がそれを認めている。前回つまり、三八年の道議選には、手稲町が含まれる石狩支庁の選挙区(定員二名)において、自民党公認候補として、恵庭町の森春一と当別町の千葉忠雄が立ち、二人ともに当選していた。自民党一般についてもいえることであるが、候補者選考に際しては、道連には「現役優先」の原則があった。しかし、前回の道議のうち千葉は、選挙違反の判決により任期途中で議員を失格となり、石狩支庁選挙区の一議席は欠員のままであった。三八年選挙時においては、手稲町の有権者数は、九七二二名で選

挙区全体の有権者数の一七％であり、恵庭町、当別町に次いで第三位であったが、四二年選挙時には有権者数は、二〇九八四名と急増し、選挙区全体の四三％を占め、当別町を抜いて第二位となっていた。他方、札幌への合併の見通しがたちつつあった

が、合併がなされた場合には、次回つまり四六年道議選からは当然、手稲町は札幌市の選挙区となる。このような情勢の中で、手稲町では町議を中心とする町の有力者の間で「今のうちに手稲から誰れか道議を出しておかなければならない。合併になる前に、手稲が道議の『株』をもっておかなければならない」という気運が高まってきた。これまで手稲町に自民党支部が出来なかったのは、A町長によると「手稲町は東京都と同じで革新系が強いところであって、自民党の看板をかかげて町長選挙や町議選挙をやることはかえって不利になるから」であるという。このことは、他にも多くの人が認めている。しかし、道会議員選挙になれば、いりまでもなく手稲町だけの票では不十分であり、管内の他町村の票も必要となるが、そのためには自民党の公認をとりつけることがはるかに有利であった。自民党の道会議員候補の選挙手続によると、自民党の公認を得るためには、まず各支部が支部の決定によって候補者を道連に推せんし、次に道連の選挙対策委員会

が各支部から推せんされてきた候補者を調整し、候補者をしぼり、最後にそれが総務会の承認を受けることが必要である。つまり、自民党公認となるためには、支部結成が前提要件になるのである。

自民党手稲支部結成が手稲町から道議を出そうとする前哨線の意味をもっていったことは、確実であるが、しかし、支部結成に動き出した時点では、未だ手稲町の内部で誰れを候補とするかについて、まとまっていたわけではなかった。いいかえると、候補者選挙の過程にほとんど関与しなかった人たちが、特に反町長派の人たちが見ているのとは違って、支部結成は必ずしも「A氏を道議に出すため」のものとはいえない。道会議員の第一次自民党公認が決定されたのは、四一年八月であり、この時には石符管内では現職の森が公認されているが、A氏は未だ公認されていない。A氏が公認されたのは、それよりもかなり遅れ四一年二月六日であった。遅れたのは、「合併問題をかかえた上に、北海道の町村会長をやっていたので業務が忙しかった。それに大物だったのであてなかつた」からだという理由を挙げる者もいるが、手稲自体の内部で候補者選挙に手まどつたという事情が大きかったように思われる。道連の事務局の説明によると支部が候補者の推

せんを決定する際には「選挙はともかく地元の協力がなければ勝てない。地元が地元の実情を一番よく知っているから、道連としては、支部が候補者をしぼり切れないで道連に助言を求めてこない限りは、それに関与せず、出来るだけ支部で揉まして、現地で調整をつけるようにしている」といわれる。

手稲町では保守系の町議を中心とする有力者の間で、候補者をA氏にするかC氏にするかが話題になっていた。例えば、「知名度の点で、町村会長をしているA氏がはるかに有利である。しかし年令から、A氏の場合には、当選したにしても一期だけということになるから若いC氏の方がいい。」とさまざまな議論がありまとまらなかった。この時期は前述の区画整理事業計画が失敗した前後で、A氏のプレスエイジが動揺していた時期でもあった。また「自民党の現職道議のうちには、A氏は高飛車でああいうのが道議として出た場合には困るというといっているものがあるという情報を聞いた」と語ってくれた人もいた。このような状態の中でA氏・C氏ともに自らの立候補の意志を他にもらさないばかりか、道議候補について何も語らないままに、徒らに日時がすぎていった。それだけに、町議を中心とする有力者の間では、どちらにしぼるべきかに苦慮した。最終的にはC氏を含め、彼ら

八・九人の小さな会合を二度ほど開き、そこでA氏にしぼることを決め、A氏に出馬を要請することになった。「札幌との合併が決まり、合併条件を実施する上に道のはたす役割は大きい。そのためにも道議としてやってほしい」というのが、その八名分であった。この会合は、手稲町の人たちだけの集まりであったが、各部落からの代表というものはなく、また、自民党支部の機関としての会議でもなく、まったくインフォーマルな会合であった。その後、自民党手稲支部の総会を開き、そこで正式にA氏を道連に推せんすることが決められたのである。自民党支部結成を四一年秋と記憶している人たちは、あるいは、この総会を結成大会とみなしているのかもしれない。

四二年四月一五日に行なわれた道議選の結果は第八表に示した

第8表 42年石狩管内道議選得票結果

	A (自民)	森 (自民)	村本 (社会)	堀 (共産)
手稲町	八四六	四〇七	三、七五	三、五
広島村	三六	一、七五	一、六〇	九四
石狩町	一、九	一、三	七	四
当別町	二、六〇	二、六	二、九七	六九
新篠津村	四四	一、二〇	三三	四〇
厚田村	四九	二九	五	三
浜益村	三三	一、五	一、〇	三
恵庭町	一、五〇	八、八	六、五	一、七
計	二、五、六	一、五、三	一、六、九	一、六、九

ように、A氏は恵庭町の地区労働議長で町議の社会党新人候補村本三郎に接戦の末僅差で敗れ、落選した。一般に、選挙の敗因の指摘は人によってさまざまであるといわれるが、A氏の場合にも同様である。にもかかわらず、地元手稲町の得票数が少なかった点により、力点をおく人と、むしろ他町村からの得票が少なかったことをより主要な敗因と考えている人との二つのグループに分けて考えることが出来るように思われる。

A氏自身は、各町村いずれも「予想が最低のところドンピシヤリ当ってしまった」としながらも、地元の投票率に敗れた。安心ムードがあり、投票させるように動きかける技術にかけていた」という。前回三八年道議選では手稲町の投票率は七六・一％であったが、今回の道議選は六四・八％と一一・三％も投票率が落ちた。もっとも石狩管内全体でも前回の八一・二％から七六・五％と四・七％減少しているが、手稲町は管内平均よりも投票率が悪く、且つ大巾に減少しているといえる。加えて、道議選では候補者出身の町村の投票率は、これまでも一様に高くなっているから、四二年初めて地元の候補者をもった手稲町の投票率はかなり低いものであったといえよう。

投票率が悪かったばかりでなく、手稲町で予想外に社会党の村

本候補へ票が動いたという人もいる。A氏は彼の総得票一五九〇三票のうち五割以上を手稲町で獲得し、また、手稲町の総投票数のうち六二％を獲得した。この道議選と同時に行なわれた知事選の得票結果は第九表に示した通りであり、手稲町においてはA氏

第9表 42年北海道知事選挙得票結果(石狩)

町	町村(自民)			塚田(社会)			佐藤(無所属)		
	得票	得票	得票	得票	得票	得票	得票	得票	
手稲町	七四四	五八七	九						
広島村	二、九四	一、〇三	六						
石狩町	二、六一	九七	一						
当別町	六、四四	二、四四	七						
新篠津村	一、八三	三、六	四						
厚田村	一、五九	四七	三						
浜益村	一、六六	一、〇四	二						
恵庭町	三、六二	三、三六	六						
計	三、八四	一、五、二六	二七						

の得票は単独でも自民党知事候補の得票よりもおよそ一〇〇〇票上廻っている。他の七町村ではいずれも自民党知事候補が逆に自民党の二人の道議候補の合計得票より上廻っている。いいかえると、手稲町のみで、知事選で社会党候補に投じられた革新票のかなりの部分がA候補に投じられたと推定されるのである。また、社会党村本候補は手稲町で町の総投票の二七％とかなりの票を獲得したといえるが、これまでの道議選においては手稲町の社会党候補の得票率はいずれもこれよりもはるかに高いものであった。

このようにみるとA氏が手稲町で獲得した得票率はかなり高いものといえるが、A氏の選挙対策本部では、投票者の八割を確保出来ると計算していたという。

このように手稲町の得票が予想したより少なかったとする見方に対し、地元の得票はほぼ予想通り、あるいは「かつてないほどA氏に協力した」が、他町村からの得票が少なかったことが敗因であったとする人々がいる。中には手稲町の投票率がもっと高かった場合には、かえってそれがA氏に不利に作用したであろう、棄権はむしろ社会党系の票に多かったからだという指摘もある。

「森は土木委員をやり、道路、橋などでかせいだ。村本は小まめにまわった。A氏は町村会長だったと天狗になっていたが、彼の名は村役場でこそ知られているが、一般有権者はほとんど知らない。金はほとんど使わなかったし、「一般に浸透しなかった」。北海道町村会長の肩書が他町村では予想したよりも有効でなく、肩書にたよりすぎ(天狗になりすぎ)「利益誘導」を積極的に行なわなかったというわけである。このことに加えて、立候補した選挙区の問題からくる弱味を指摘する人も多かった。「札幌市への合併がすでに決まっているのに、A氏が郡部から出るのはおかしい。たとえ、当選しても一期だけで次の選挙からはこの選挙区からは

出られない。札幌市の人間になったA氏は当選しても石狩管内の利益のために活動するとは限らない、このような相手候補の宣伝がひびいた。このハンディをひっくり返えすだけの運動員がいなかった」。

道議選に続いて行なわれることになる市議選については、自民党手稲支部は総会を開き、C氏とS氏の二人を党の推せんと決定した。しかし、「手稲町全体から票をとるためには自民党を名るのは不利である」という判断から、二人とも無所属候補として立候補することになった。

彼ら二人の選挙はどのように進められたであろうか。C氏の選挙の過程について、これに関与した幹事長I氏は次のように説明している。「二・四・五人が発起人となり、下手稲の地区から誰れを出すかの相談の会合、選挙会を開くことにした。部落代表というわけではないが、各部落の主だった人たち六〇数名によびかけ、四〇名位が集まった。そこで誰れにするかの話し合いがあり、C氏に出てもらうことになったのである。四〇名以上の人が集まったので確か選挙委員を幾人か選びその人たちがしぼったと思う。会合に集まってもらった人の九割は自民党系の人たちだが、そうでない人にもよびかけたし、そのような人も幾人かは来た。だから

ら選考会は自民党ということではない。地元代表として候補を出すのであって、自民党ということだと巾がせまくなり、それでは選挙に勝てない。選考の際にはC氏以外の有力な名前は挙がらなかったと思う。なかには違った考えをもっている人もいたかもしれないが、大勢がそうだったから出なかったのだろう。実際にはこの会合がもたれる前に、いろいろの人の意向を打診し、下手稲から一人、C氏にしぼろりとまとめていた。この選考会でC氏が決まった後、この会合をさっそく後援会に切り変えた。私が会長となったが副会長は各部落ごとから沢山出た。確かに選挙のためには地元の一本にまとまった協力が不可欠であろうから、この四〇数名の「選考会」で△正式▽にC氏の候補を決めることは単なる形式とはいえないであろう。しかし、I氏の後半の説明から知られるように候補者の実質的な選考は、この「選考会」以前にすでに終っていたということもほぼ確かである。次のような他の証言はこのことを裏打ちしてくれる。「自民党として地元のために市議会に誰れか出すべきだ、人数は二人ということになり、相談の結果C氏とS氏の二人が適当ということになった。しかし、C氏は最初辞退しなかなかな決まらず、説得の末一月七日になってやっと決意した。」「自民党支部として一応二人にしぼった。二人

ではかなり面倒かもしれないが、一応二人でやろうということになった。」「上と下の方から一四・五人集まって、上と下とで一人ずつ出そうと相談した。集まったのは保守系の主に町議連中だが、自民党の役員会というものではなく、非公式の集まりだ。」「保守系の町議たちが集まって市議を出そうとしたが、どたん場まで引き受け手がない。」「このような証言から知れることは、C氏を決定した四〇人規模の「選考会」以前により少数の人たちの間で候補者をだれにするかの話し合いが幾度かもたれ、そこで上手稲と下手稲からそれぞれ一人ずつ候補を出すこと、候補者は下手稲からC氏と上手稲からS氏となっていたということである。また、これらの事前の話し合いに参画した人たちは保守系の町議を中心とした地元の有力者たちであるということは確かであるが、他方、自民党手稲支部が組織としてそれに関与したのか、どうかあるいはどの程度関与したのかは明らかではない。「保守系の町議の人たち」と「自民党支部の人たち」は実体としてほとんど同一であるから、おそらく選考の過程で会合に加わった人たちは自身、この二つを特に区別する必要を感じなかったであろう。先述したように「役員の集まりも、役員全部が集まるというのでなく、役員以外にもよくやってくれる人には会合の通知をして出てもらう」の

であった。

下手稲の方では、C氏以外には有力な候補の名は出なかったというが、上手稲の方ではS氏の立候補が決まるまで、かなりのトラブルがあった。S氏は彼の祖父が明治二七年入植して以来の西野地区の古い農家であり、既述した西野地区の有力な農民八名でつくっている「進耕会」のメンバーの一人であった。二二年選挙に町議に出て以来、五期連続町議をつとめ、三八年からは副議長となり、合併特別委員会の委員長でもあった。彼の対抗馬として挙げられたのは、A町長の批判者であり、合併反対派であったQ氏である。Q氏自身はそのいきさつを次のように述べている。「A氏は以前から市議候補をC氏とS氏に決めて、上手稲からS氏を立てるように手をまわしていた。しかし、『S氏では一五〇〇票もとれない。Q氏を出せ』という声が地元から出て、その動きは選挙母体をつくるまでになった。応援してくれたのは、東地区の人たち特に近所の人たちと上手稲の商工振興会の人たちであったが、現職の町議はいなかった。しかし、結局、S氏は副議長をやったことのある男で、それに対し私は一年生議員にすぎない、そういう私が市議に出るとなると、手稲町はなんだということになる、ということでも立候補をとりやめた。もし、私が立っていたら、

下の方からも応援があったからC氏はもっと苦戦していたろう。」しかしQ氏の立候補の断念は彼がここで述べている程簡単にはいかなかったようである。彼と同じ東地区から出ているある町議は次のように述べている。「Q氏を支援していたのは商工関係の人と彼と同じ町内会の人たちである。もちろんS氏の支持者も多く、なかなか一本にまとまらなかった。東地区の三つの町内会の人たち二三・四人が集まり、東地区から誰れを出すかの投票をやって決めようということになった。投票の結果、Q氏よりも私の方に票が多く集まった。そこで私がQ氏に立候補を思い止まるよう説得した。その後、上手稲全体の連合町内会（東地区の三つの町内会はその中に入っている）の役員たちの会合がもたれ、そこで上手稲の方から出ている現職町議一二名のうちから一人市議候補を選ぶための投票が行なわれ、その結果S氏に決まった」。東地区の町内会だけで投票を行なったことの意味は不明であり、それを解く機会をもち得なかったが、上手稲の場合には、候補者の最終的選考において町内会が決定的な役割をはたしたということは確かである。

一八の町内会よりなる上手稲全体の連合町内会（正式名称、東地区連合町内会）がつくられたのは、市議選挙三カ月後の四二年

七月であったが、T氏はこの連合町内会の初代会長になった。T氏（当時六六才）は東地区の隣り、宮の沢地区の国道沿に住込み、五反ほどの土地をもつ花卉園芸家であるが、手稲に来たのは昭和二六年と比較的に新しく、戦前、戦中は十勝地方の農業会の技術員をしていたという。手稲に来てから比較的新しかったが、三年につくられた手稲町花卉園芸組合（四二年現在組合員二〇名）の初代会長、東地区土地区画整理審議員（二〇名）という経歴が示すように地域社会の活動に積極的に関与していた。四一・四二年当時、宮の沢町内会長をやっており、上手稲の地区の市議候補者を一人にまとめるといふ仕事に積極的に関与したといふ彼は、それについて次のように述べている。「当時は、まだ連合町内会という正式な組織はなかったが、上手稲地区にあった一五の町内会の会長に幾度も集まってもらい、S氏とQ氏の調整のために話し合った。投票によってS氏に決めたといふことはないが、二人出ると共におれになるといふので、結局、Q氏においてもらうよう説得し、分かってもらった。このような町内会の動きは自民党とは全く関係がない。会長はそれぞれの町内会の意向を聴いていたであろうが、相談はほとんど会長たちだけでやった。地区の利益のためぜひ一人上手稲から市議を出すべきだといふことで町内会とし

てやったことである。」また、彼はS氏とQ氏の二人が出たことと地区の対立という観点から説明している。「山の手の西野地区と国道沿の東地区とは従来からあまりうまくいっていない。例えば東地区の区画整理事業を実施する際に国道沿にあった上手稲神社を移転し、新しい社殿を造営することになった時、西野神社と一つにまとめようとし、長い間かかっている双方で話し合ったが、結局うまくいかず従来通り別々の神社をもつということになった。西野地区は百姓で田舎者、国道沿は才がきき口が達者という肌合の違いがあったようだ。今度の市議選も西野地区から出たS氏に対抗して、東地区の一部の人たちがQ氏を推したという面がある」。もしT氏のいうように、町内会がかなり独自に候補者選考を行なったといふことであれば、「自民党支部あるいは「保守系の町議たち」の持っていた上手稲からS氏という線が、それとどようにかかわったかといふ微妙な問題が提起されるであろうが、この問題を明らかにすることは出来なかった。S氏自身は当時の町内会長の一人であったが、このことが選考に際しどのような意味をもったかもはっきりしていない。また彼を除いては町内会長のうちには町議あるいは町議の経験者はいないが、このような人たちが自分の属している町内会を通して影響力を行使したと

札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査 (2)

いうことは充分考えられるが、それを確かめるものをもたない。
 四一・四二年当時の町内会長は予想以上に新しい移住者が多い。
 一五名の町内会長のうちおよそ半数は農民で「ネイティブ」のみ
 なされる人たちであるが、他の半数は戦後になって手稲に住みつ
 いた人たちであった。

手稲町から市議選に立候補した人はC氏とS氏の外に、さらに
 三名いた。うち一名は社会党の町議で社会党公認候補となった。
 他の二人は、三〇年の町長選挙以来三回の町長選挙においてA氏
 の対立候補として出ていた本町の呉服商のU氏と山口地区の町議
 のR氏である。彼ら二人の立候補はC氏やS氏のようにいわば全
 町的支持を背景としたものではなく、町内の極く限られた人たち
 の推せんはあったものの多分に「自せんの」であったといえる。
 C氏の支持者たちから乱立になるから辞退してほしいという説得
 がなされたが、彼ら二人は立候補の意志をまげなかった。

四月二十九日の投票の結果、地元候補五名の得票は次の通りであ
 り、C氏とS氏の二人が当選した。市議の定員は六〇名であった
 が、C氏は二四位、S氏は三一位とほぼ中位の当選であった。最
 下位当選者の得票は三四六〇票であったから、他の三名は当選
 ラインからかなり下まわりほとんど最下位得票とわいていい程

であった(第一〇表)。五名が獲得した得票の合計(一一二九二票)

第10表 四二年市会議員選挙における「地元」候補の得票

	手稲(A)		合計(B)		% (A/B)	
	得票	得票率	得票	得票率	得票率	得票率
C氏	二,八六九	二九・〇	四,四四四	三九・〇	七〇	七〇
S氏	二,九〇〇	三〇・〇	四,四〇七	三九・〇	七〇	七〇
社会党候補	六六	〇・七	一,三六六	十二・一	一	一
R氏	五〇	五・三	九〇四	八・〇	八	八
U氏	一三三	一・四	四,四六	三・九	四	四
計	七,三三〇	七六・四	一,二九二	一一・五	一〇〇	一〇〇

の六五%が手稲地域からの得票(七三三四票)であった。二人の
 当選者についてみれば、C氏の場合は六四%、S氏の場合は七〇
 %が手稲地域からの得票であり、いずれも当選は手稲の地元の票
 に依存したものであるといえる。保守系の町議を中心に「全町的
 支持」を背景にしていたC氏とS氏が手稲地域で獲得した得票の
 合計は五七六二票で、地元候補五名の得票の七八%であり、地元
 候補への投票はこの二人に集中したといつてよい。しかし、この
 二人が獲得した票は手稲全体の投票総数二一三〇一五票のうち四
 四%にすぎない。五名の候補の得票合計でも五六%に当る七
 三七四票であり、残りの約五六〇〇票は「地元」候補以外の候補
 に投じられた。また「地元」候補五名が手稲町で獲得した得票の
 合計は、道議選でA氏が手稲町で獲得した得票よりもおよそ二〇
 〇票ほど少なかった。合併直後の市議選においてみられたこ

のような得票結果は、札幌市のベットタウンとして、人口が急増してきた手稲町住民が合併前にもつていた地域社会への△所属意識▽や△地域の利益に対する関心▽がどうようなものであったかを示す一つの事例であるように思われる。

(1) 北海道新聞 (三〇年四月一三日)

(2) 国会議員選挙については、調査不足のためほとんどふれることが出来なかった。町議の多くは、それぞれ一区から出ている特定の衆議院議員の後援会に入り、特定候補を応援しているようであるが、ある町議が町議選で獲得した票がどの程度、その町議の応援している衆議院議員の票としてまとまるかという点については、かなり否定的な見方をしている人が多い。例えば、町議K氏は箕輪(登)の後援会に入っているが、町議選の時の彼の運動員である不動産業者は寿原の後援会に入り、町内では寿原のかなり積極的な運動員であるという。市街地の金物店の主人である一町議は、寿原の後援会の責任者になっているが、町議選ではこの不動産業者は、K氏を応援しているのである。また、K氏の選挙参謀であるL氏は衆議院選挙の時には、特別に選挙運動をしないという。町議選において彼がつかみうる親類縁者の九〇票を始め多数の票が衆議院選挙の時どう動くかには関知しないという。

(3) この節の記述は、問題となる中央地区の区画整理事業計

画案についての資料入手が出来なかったため、極めて不十分なものとなった。(手稲町誌には、事業が成功した東地区の区画整理事業についてはかなり詳細な資料が附されているが、失敗した中央地区についての資料はほとんど見られない。)しかし、中央地区の「区画整理事業の挫折」は手稲町の△政治▽の変化を示す象徴的な出来事として重要な意味をもつということ、次節の合併問題に対して影響をもつたとする見方が住民の一部にあるということを考慮し、本稿では不十分ながこの問題の記述を試みたのである。

(4) 手稲町報 №60 (三二年三月九日)

(5) 手稲町誌上 八七〇〜八七一頁

(6) 手稲町報 №113 (三八年四月一日)

(7) 手稲町誌上 八七一頁

(8) 北海タイムス (四一年四月一六日)

(9) 先の新聞記事によると減歩率は平均二割六分とあり、計画の変更があったためか、減歩率の正確な数字は、ほとんどの被面接者にとっても記憶がはつきりしていなかった。

また平均という表現がとられていることから知られるように、減歩率は場所によって異なっていた。市街地のように家屋が密集しているところと未だ田畑が残り、家屋が未だ散在しているところを含めて区画整理がなされる時、場所によって減歩率を変えることは合理的な方法といえるのかもしれないが、ある町議によれば、場所によって違った減

歩をしようとしたこともトラブルの一つになったという。

減歩率が高すぎるといふ不満があったことは確かであるが、二割五分ないし、二割六分の減歩が、他で行なわれていた区画整理の減歩と比べる限り、特に高いものとはいえない。東地区の場合には、二割五分であり、四〇年までに実施されている札幌市の一五の区画整理事業についてみれば、一割五分未満のもの一カ所、一割五分以上、二割未満のもの一カ所、二割以上、二割五分未満のもの二カ所、二割五分以上、三割未満のもの七カ所、三割以上、三割未満のもの四件のもの四カ所となっている。(熊本信夫「土地区画整理法に基づく整理事業の実例―札幌市北円山地区における場合―現代国家における財産権保障の諸問題五〇―)五一頁。なお、この研究は札幌市北円山地区の区画整理事業の対象となった地区住氏一五七名、全員に対し、事業に対する住民の対応関心を調査した地道な研究である。)

(10) 手稲町誌上 九一九頁

(11) 反対陳情書はかなり長文のものであったので、それを以下のように要約したのである。

(12) 手稲町報 №132(四一年八月一日)

(13) 北円山地区の場合には、小土地所有者(一〇〇坪未満)は他と比べむしろ、区画整理事業に賛成が多く、賛成が少ないのは中土地所有者(一〇〇坪以上、三〇〇坪未満)で、大土地所有者は(三〇〇坪以上)は多くも少なくもないと

いう調査結果が示されている。(熊本 前掲 二二五頁、四二頁)

(14) 手稲町誌下 二〇七一頁

(15) 豊平町、琴似町、札幌村、篠路村の四町村の札幌市への合併の動きがあった二八・二九年頃早くも、市議会の一部にはこれら四町村に手稲町を加えた大都市計画を考えていたものがいたが、それは議員の一部の単なる構想にとどまったようである。(高田富与「続市政私記」二三三頁)

(16) 手稲町誌下 二〇八七頁

(17) 手稲町誌下 二〇七二頁

(18) 手稲町誌下 一八六二頁

(19) 町議会議事録(三六年三月)

(20) 町議会議事録(三七年二月一七日)

(21) 手稲町誌下 一八六三頁

(22) 町議会議事録(三七年三月一〇日)

(23) 北海タイムス(三七年五月一日)

(24) 北海タイムス(三七年五月一三日)

(25) 手稲町誌下 一八六六頁

(26) 北海タイムス(三八年五月一三日)

(27) 北海タイムス(四一年一月四日)

(28) 北海道新聞(四一年五月四日)

(29) 手稲町誌下 一八七二頁

(30) 朝日新聞(四一年六月二七日)

- (31) 朝日新聞(四一年七月一日)
- (32) 手稲町誌下 一九〇五頁
- (33) 手稲町誌上 六一九頁
- (34) 手稲町誌上 六二〇頁
- (35) 例えば、札幌市議会の合併特別委員会委員長報告に「本委員会の要求に基づき「事業計画の概要」と「開発の方向」との財政的比較表が資料として理事者より提出され、その説明がなされました。既存の手稲町の将来計画と本市と合併した場合の手稲町地域の将来計画との比較については、すでに総務委員会等の説明がなされているところでありますが……」とある。(手稲町誌下 二〇〇七頁)
- (36) この説明は、「事業計画の概要」の最後に「事業の財源と事業実施の見とおし」の項目において述べられているものである。(手稲町誌下 一八九三頁)
- (37) 例えば、合併特別委員会委員長の議会報告にみられる。(手稲町誌下 二〇〇八頁)
- (38) 例えば、市議会における共産党議員の合併反対意見(手稲町誌下 二〇三三頁)
- (39) 福井 治弘 「自由民主党と政策決定」 二五頁
- (40) 福井 治弘 「自由民主党と政策決定」 六五頁
- (41) 福井 治弘 「自由民主党と政策決定」 八五―八六頁